

平成 23 年 7 月 15 日（金曜日）

第 6 回松島町議会臨時会会議録

（第 1 日目）

平成23年第6回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	4 番	伊 賀 光 男 君
5 番	阿 部 幸 夫 君	6 番	高 橋 利 典 君
7 番	渋谷 秀 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	尾 口 慶 悦 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	赤 間 洵 君	12 番	太 齋 雅 一 君
13 番	後 藤 良 郎 君	14 番	片 山 正 弘 君
15 番	菅 野 良 雄 君	16 番	今 野 章 君
17 番	小 幡 公 雄 君	18 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
総 務 課 長	高 平 功 悦 君
企画調整課長	小 松 良 一 君
財 務 課 長	熊 谷 清 一 君
町民福祉課長	安 部 新 也 君
産業観光課長	阿 部 祐 一 君
建 設 課 長	中 西 傳 君
会計管理者兼会計課長	佐々木 千代志 君
水道事業所長	丹 野 茂 君
危機管理監兼 環境防災班長	櫻 井 光 之 君
総務管理班長	佐 藤 進 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	亀 井 純 君

選挙管理委員会
事務局 長

中 村 寛 君

事務局職員出席者

事務局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 3 年 7 月 1 5 日 (金曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

Ⅱ 第 2 会期の決定

7 月 1 5 日の 1 日間

Ⅱ 第 3 議案第 6 9 号 松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定について

Ⅱ 第 4 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度松島町一般会計補正予算 (第 5 号) について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

開会前でございますけれども、新しく教育長がかわられておりますので、小池教育長の方から就任後初めての議会でありますのでごあいさつをお願いしたいと思います。小池教育長。

○教育長（小池 満君） おはようございます。このたび、米川 稔前教育長の任期終了に伴い、議員の皆様のご同意を賜りまして6月27日に松島町教育委員会教育委員並びに教育長に就任をいたしました小池 満でございます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

未曾有の東日本大震災直後の復旧復興のさなか、豊かな自然と歴史を有するこの松島町において教育文化の重責を担うことにつきまして、まことに光栄と感じておりますと同時に、極めて緊張感を持って臨んでいるところでございます。6月18日には児童の水死という悲しむべき事故が発生いたしました、改めて亡くなられた2人のお子さんのご冥福をお祈りし、本町の子供たちの安全を守ることについて深く心に刻みながら職務を遂行してまいりたいと存じます。我が郷土「松島」の先人たちが築き残してきた歴史と文化をさらに松島の未来に発展的に継承していくため、それを担う子供たちの世代をしっかりと育てていかななくてはなりません。もとより、教育というものは健全なる心と知力と体力を育てることを使命といたしますが、さらに本町に生きることを誇りとし、あすの夢を思い描くことのできる町民に育てることを念頭に置いて教育行政の責務を果たしてまいりたいと考えております。どうか議員の皆様のご指導とお力添えを賜りますよう切にお願いを申し上げまして就任のあいさつとさせていただきます。以後、よろしくお願いをいたします。

○議長（櫻井公一君） よろしくをお願いを申し上げます。

それでは、平成23年第6回松島町議会臨時会を開会します。

6番高橋利典議員、病氣治療のため通院で若干おくれるという報告がありますので、お知らせをします。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町—————ほか2名であります。町長よりあいさつをお願いいたします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第6回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日提案いたします議案は、東北地方太平洋沖地震に伴う松島町商工業再開再建資金貸付条例の制定1件、平成23年度一般会計補正予算1件であります。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、16番今野 章議員、17番小幡公雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第69号 松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第69号松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第69号

松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定について

松島町商工業災害再建資金貸付条例を次のように定める。

平成23年7月15日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第69号松島町商工業災害再建資金貸付条例について、提案理由を申し上げます。

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震による被害は、本町にとって甚大なものになっており、商工業者の方々の事業運営に多大な影響を与えております。今回の震災による商工業者の方々の事業再建、支援対策としまして松島町商工業災害再建資金貸付条例に償還金の支払い猶予並びに償還免除を加えて再提案するものであります。よろしくご審議の上、承

認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

それでは、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。再提案ということですが、この前否決をした、議会として否決をしたのは一部損壊が入れたらいいのではないかと。未曾有の大震災だということからいって通常は考えられなくても今回はそういうふうなものまで対応してあげたらいいのではないかと。それをかたくなに断ったために否決をした。こういうふうな状況であります、今回は前の条例よりも難しくなしまして、大変借りにくくなったのではないかと、かえって。と考えるわけですが、町長は前の条例よりもよくなったとこういうふうなお考えなのかどうか、まず一つ最初にお聞きをしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私どもの方としては支払い猶予、免除とかも加えておりまして、これは尾口議員からのご指摘もあった件でございますけれども、こういった点を加えまして借りやすくなっているというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それでは、具体的な内容についてお聞きをするわけですが、前のときには第2条も何も貸付対象、2項に前項の被害は次の各号の区分に応じと当該各号に掲げるものとする、そして一つ事業所または店舗、全壊、半壊、大規模半壊、半壊、または半壊、それから2番として事業、主要な事業用資産、地震による著しい損害というふうなものを入れたわけですが、これはどういうふうな内容を意味しているのか私ちょっと理解しかねるのでありますが、事業所または店舗が大規模半壊または半壊にならなくて一部損壊でも2番の主要な事業用資産が地震による著しい損害を受けたときは一部損壊の方でも借りられるのかどうか、お聞きをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） それからのとおりでございます。もう1回説明させていただきますと、(1)の方では建物を基準にして貸し付けの対象を定義している。この場合は、建物の場合は半壊以上、ただその場合、一部損壊の方で事業用資産が大きく損害を受けている方を救えないということがございますので、(2)の方で事業資産の部分の項目を加えまして主要な事業用資産で地震による著しい損害があった、そういった場合には貸し付けの対象とするということで明記させていただいております。確認いたしますと、一部損壊の方でもこの事業用資産で損害があれ

ば、そちらは貸し付けの対象になり得るということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） そのときに、罹災の届け出をしていない、して一部損壊になった、そういう方が今度借入れを申請するときには著しい損害があったというふうな判断はどこでなされるのですか。本人が申請、著しい主要な事業用資産が地震による著しい損害を受けたというようなことを申告して、そして調査をするのですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これにつきましては、原則被災証明でもって対応をするということで考えておりますけれども、必ずしもこれまで被災証明をとっておらなかった方でも新しく写真なり何なりということを確認させていただいたり、また現場に行って確認させていただいたり。そういう中で資産の買い換え、当然しなければいけませんので、そういったことの買い換えた方の場合には契約書なり領収証なり、またこれから買い換えることを考えてる方の場合には見積書なり何なり、そういったものを参考にしてこちらの方で審査会というものを設けますけれども、その審査会を経由して決めていきたいというふうに考えています。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） この判断は被災証明書だけでいいということですが、被災証明書を出したときには著しい損害があったかどうかというようなことは把握していないわけでしょう。していたのですか。罹災の証明書を発行してほしいというふうなことで申請したときには一部損壊、大きな事業用資産が損壊したとこういうふうなことまで調査をしているのですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 被災証明の際には被災していることをもって、つまり写真なり現場を見て被災しているということであればそれは被災証明を出しているわけでございます。今回この貸付条例で考えておりますのは、資産の買い換えをなさるわけです。大きな損害があれば買い換えをしていると。その買い換えをした、またはする、その購入の契約ないしはその見積もりをもってそれを確認したいというふうに思っています。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 借入れするかしないかを決めるのにこういうふうなことで判断をしなければならいわけでしょう。それなのに「借りられなかったからあなたのところからもらった見積もりは要らない」とこういうふうなことではおかしくありませんか。借入れをするためにこういうふうな損害の程度を認定してもらわなければならないわけでしょう。それを今町長が言ったように

写真判定だとか機械などは写真で見てもわからないでしょう。現場に行かなければならない。
罹災証明、被災証明を出しても被災証明書にそういうことは書いていない。こういうことであればわからないわけでしょう。そうすると、現場に行ってみなければならぬ。その基準というのはどうなんですかと私は聞いているのです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ですから、買いかえをすることの契約または見積もりをもって確認をするというふうに答えております。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） そうすると、町では基準はない。それ以上のものになればいいということですか。見積もりや何かをとって、そして見積もりが借入額よりも多くなれば認めるとこういうふうなことですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 原則そういうことでございます。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） そうすると、一部損壊だって同じなんです。一部損壊も全体の中で大きな建物であれば一部損壊だって相当な費用がかかるわけでしょう。そういうふうなものには全くだめだと。財調財調と言うけれども、財調などはなくなってもいいんです、100年に1回の大震災なものですから。だからみんなにそういうふうなもので大変困っている人たちに有効に金を使わせてやったらいいのではないかということで私らは言っているわけです。そうすると、事業用資産は見積もりさえあればいい、100万円を超せば100万円を貸すというふうなことであれば、一部損壊だって同じになりませんか。

○議長（櫻井公一君） 一部損壊の考え方、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 趣旨が違います。この場合は海岸、特に津波を受けた方々が主体ですけれども、高城にも商工業者の方がいらっしゃいますけれども、そういった商工業の復興、そしてその振興という目的があってこの制度を設けているわけでございます。貸付制度ということでございますので、商工業に対する支援の形としてはごく一般的な形でございますので、そういう趣旨でございます。尾口議員おっしゃるように、一部損壊まで含めてそういった方々への支援ということであれば考え方が違いますし、また一部損壊の方ということだと全町民が基本的には対象になってしまうということでございますので、財調がため込んでもしょうがないとおっしゃいますが、財調を超えるというようなことが想定されますので、そちらの方につ

いてはまた別途の考え方でもって考えるべきかというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 町長と考え方が違うので条例の提案者はそういうことだと思うのですが、私は一部損壊も入れたらいいのではないかという考えて申し上げているわけであり
ます。

それから、今まで入っていない資金の使途制限、これがあるわけではありますが、建物の修理
には使えないのですか、この金は。今まではないんです、使途制限が。使途制限がなかった。
だから、半壊になったら建物の修理をしてお客さんを呼ばなければならないとかそういうふう
なことにこれだと使えないでしょう。使えますか。運転資金と設備資金と。こういうようなこ
とでありますか、使えますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 建物の方には別途の支援制度がございますので、それをお使いいただく
ということになります。こちらの方については商工業の再建復興ということでございますので、
そういう使い方ということで書かせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） この前の議案がそのまま通れば何に使ってもよかったんです。この前の
議案が通れば何に使ってもよかった。建物の修理をしてもよかった。今度は使途制限をするわ
けです。前にはよかったけれども今度は使途制限されるわけでしょう。使途制限をされること
によって大変別な融資制度があるんだと言うならば、別な融資制度を使わせたらいいのではな
いですか。この条例をつくらなくても。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 建物の場合にはこれまで出てきておりますように、例えば新築の場合
100万円なり200万円なりであるというような別途の制度がありますので、そちらをお使いいた
ただければいいわけです。今回は事業用資産ということでございますので、その場合店舗の建物
についてはこれは事業用資産でございますのでそちらの修理にもできるということでございま
すから、使途を制限するというふうなことではないと思います。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 建物設備になりますか。被害の対応のために必要な設備資金、建物にな
らないわけでしょう。今言うても。ただ、運転資金などというのは借金を払ってそして軽くな
ったから運転資金になったとこういうようなことでもいいわけでしょう。そうすると、この条

文はかえってない方が使いやすいのではないか。前になかったんです。あなたが出して否決になったものはなかったんです。今度わざわざ難しく貸付制限をつけて使途制限をつけてこういうふうなことを出しているわけで、おかしくないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 設備資金ということで極めて限定的に考えれば、例えば冷蔵庫とか陳列ケースとかということになりますが、店舗の場合には内装等も含めて設備ということが言える部分がございますので、そういったところで内装等については直せるというふうに私どもの方では考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 説明のなにかからいくと、運転資金または被害の対応のために必要な設備資金となっているでしょう、説明資料では。そうすると、今いっているものとちょっと条件が違ってきませんかと私は言っているんです。

それから、次にいきます。皆さんも、この前も私は言ったのでありますが、町が預託しているなには連帯保証も何も要らない、100万円貸すとかいうようなことで預託しているものはあるわけでしょう。こちらは未曾有の災害だと、100年に1回だの1000年に1回なんだと、だから何とかしなければならないというものに保証人をつけなければならないというふうなもののはこれも考え直さなかったのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは町のお金をお貸しするわけです。これは町民の方々からいただいている税金がもとになっております。ですから、そういう意味ではしっかりと制度的にも町民の方々に納得いただける制度でないといけません。連帯保証人なしで金利ゼロで無担保でというような形は、これは一般的には町民の方々からは納得が得られないと思いますし、金利ゼロ無担保である場合は連帯保証人というのはこれはこの貸し付けのやり方の中では極めて妥当なものというふうに考えております。尾口議員おっしゃるような信用保証協会を経由するような形であれば、それは信用保証協会の方で信用を担保しますので連帯保証人または保証人なしでもお金を貸す場合には妥当だというふうな考え方はありますが、今回は信用保証協会を経由するのではなく町が直接お貸しするものですから、この条件というのは外せないというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 信用保証協会で保証して出したもの、町の融資だけは町も負担金が出て

くるんです、あれは。信用保証協会の信用保証だけでなしに。信用保証協会は保証をします。

その保証額の費用の一部は町も出さなければならないのです。そうしたら同じになりませんか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 同じではないと思います。町が負担するのは一部、いわゆる保険的な意味での金の一部ということでございますが、今回は全額、全部を担保しなければならないということですから同じではないと思います。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 町長は商工会のお偉方とお話をしていたというようなことでありますが、商工会の方々の話をちょっと聞きますと、簡単に借りられる方法、100万円を簡単に借りてそして事業なり店舗の改修なり何なりに使える、自由に早く使える金を欲しいとそういうふうなことで町長にお願いしたら、町長は回答を保留しただけで正式にだめですと、保証人をつけなければだめですというふうなところまであなたは言いましたか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 商工会の方と話したときに、商工会の方からはそういった提案がありましたが、そのところは外せないとは私は明確に答えております。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 明確に言っているというのであれば、後の方が質問もあるかと思うわけですが、それから施行規則、これも今度つけていただきます。商工会長が審査会の会長になる。そうすると、町はただ金を出しただけであとは知らない、商工会でしたものと。役場の産業観光課長が副会長になるとこういうようなことでありますが、町は町長は貸すのは商工会だとかいうようなことになるのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 尾口議員も確認なさっているように、町のメンバーも入ります。ですから、町のメンバーと商工会のメンバーで審査をする、協議をするということになります。ただ、町のメンバーは商工業の方々の詳しい状況等については把握していないところも多いわけですから、商工会の方々のご意見をいただいてそれをもとにして貸し付けについて判断をするというようなことになります。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） それからこの貸し付けの申請は9月末まで、どうしたらいいだろうと考えている人が9月過ぎてきたらだめだとかいうふうなことになっては、この期日は9月とい

うのは早いのではないかとこういうふう思うわけではありますが、9月というのはそれ以後はだめなのか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この9月につきましては、震災から半年たっているということで期間としてのとり方は妥当なのではないかというふうに考えてこういう案を出させていただいておりますが、ただ、尾口議員おっしゃるようなこともあり得ると思いますので、ここの部分については実際の施行については若干検討したいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから審査会の委員さんに商工会長さんがなられる。そして、その仕事であります。猶予または免除、これもこの審査会が審査をするところというようなことになるわけでしょう。そうすると10年、3年据え置き10年ですから、10年あるわけでしょう。その都度審査会を設けて審査をするようになるのか。ことしならことしは1年間商工会長を会長にしてやるようになるのか。その辺をお聞きしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これもご心配な点があるのかなというふうに思いますけれども、審査会については随時必要な事象が発生した局面において随時開いていくということで対応したいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、1回委員にしたら当て職ですか、商工会長は。商工会長何のだれ平というふうなことですか、商工会長というものを一つの当て職にするというふうなことであればかわればその人になるとこういうふうなことで理解していいですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 当て職でございます。ですから、個人がかわっても商工会長ということで入っていただきたいと思います。

○9番（尾口慶悦君） それと関連してくるのでありますが、今度の予算に委員の報酬がないのですが、どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） いろいろな委員会の中で報酬を出しているもの、そうでないものがございますが、今回の場合については報酬なしでやっていただけるということでございますので、報酬なしでやっていただくということにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 条例ですよ。条例で委員を選任して、そして報酬をくれないという規定がありますか。条例で制定しているんですよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 条例ではなくて規則で定めておりますので、結構だと思います。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 規則は条例があつて貸し付けはこういうふうな委員会にするというふうな規則なのでしょう。条例で貸し付けを決めるのでしょうか。条例で貸し付けを決める貸し付けの方法として規則で委員長はだれだれとしておるわけでしょう。であれば、報酬をくれなくてもいいのならばみなくれなくてもよくなるのではないですか。なりませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 事柄によるのかなと思います。まずは、第 1 点目で規則も条例に基づくものであるからということで下の方のまですべて条例的な適用になるとは私は思いませんで、当然段階的な位置づけというものがあるというふうに思っております。今回の審査会につきましてはその規則の中で定めますし、また協議、松島町の方から協議させていただく内容が商工業の専門的な部分をお伺いするということでございます。商工会は単なる商工業者の集合体、任意団体ということではなく法に基づく公共的な団体という仕事の中身がありますので、その業務の範囲内でやっていただけるというふうに私は思います。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） それは町長の考えで、商工会というのは商工会法で定められて商工会というものが設置されているんです。いいですか。町長は勝手に公的な団体だからということで公共的団体だからということで町長が商工会長を自由に動かせるわけではないんですよ、あんた。いいですか、だから報酬などというものはくれなくてもよくなるものがいっぱいあるのではないですか、今みたいな考えだとすれば。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 商工会法に基づく団体でございますので、私どもの方としては商工会を恣意的に使っているというふうなことではないです。ですから、法に基づいた業務をやっていただく、また仕事をやっていただくということで理解しております。その商工会の業務の範囲で今回の震災の業務をやっていただけるものと私は思っておりますし、商工会の方でもそれで納得いただいております。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 町長といっても同じことになるのだと思うのですが、この報酬はそういうふうなことではないと思います。勝手にこれは町長がくれていいのだとかくれて悪いのだとかというようなことではないわけでしょう。地方自治法に定める特別職の職員で非常勤のものには報酬及び費用弁償をくれなければならない、こういうふうにしているわけです。いいですか。支給するとなっているんです、委員には。この例外規定はあるのですか、支給しない。支給しないというふうな例外規定はないんです、委員に。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） それには当たらないと考えております。また、商工会の方でもそれには当たらないと考えております。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 当たらない、条例で設置したなんですよ。貸し付けなんでしょう。条例で設置した貸し付けの対象なり何なりは貸し付けするのでしょうか。そして貸し付けるのはこういうふうなことで規則で定めますとこういうふうにいっているだけで、規則で定めるのだから規則まで条例なんです、これは。別途必要な事項は規則で定めるというのは規則まで条例なんです。規則で定めるといっているのですから。当てはまらないというのはどこなのかわかりませんが、どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 尾口議員が地方自治法の中でいっている委員会、そしてその条例と規則の扱い、その取り扱いに今回は当たらないというふうに私は考えております。尾口議員が委員会なり何なりの報酬が必要なものに当たるというその条文をもう一回確認いただければいいと思いますが。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 当たらないというなには根拠を示してください。報酬をくれなくてもいいんだとこういうふうなことで本当にいいのですか。法律的にもいいのですか。くれなくて、この条例に定める委員に報酬をくれなくていいのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 基本的に費用弁償が発生する場合というのは条例に定めなければならない。条例というのは議会の議決事項ということになります。ですから、条例の中で委員会というものを設置すれば、当然費用弁償は発生するというのが地方自治法とか条例上になると

思います。今回の審査委員会というのは条例の中で定めているというのではなく、あくまでも貸し付けの判断を町長が仰ぐために審査会というものを条例ではなく規則の方で設置しているということで、費用弁償というその条例には当たらないと判断しています。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） この貸し付けをする、これは必要な事項は規則で定めますといっているから規則になったんです。条例で費用弁償をくれますなどという条例がありますか。条例の中に、ここの松島町の条例の中に出席者には報酬をくれるとこういうふうな条文が書いてあるものがありますか。ないんです、みな。それでも間違いないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 一応、費用弁償とは基本は条例に定めるもの。その以外もありますけれども、今回のこの件に対して条例そのものにはないものは規則に定める。であれば、規則全部が条例と同じかということになります。規則にないものは要綱で定めるとなれば、全部を追っていった全部議会の議決事項の中の条例と関連するののかということになります。そうではないと思います。あくまでも条例が議会の議決事項、その中で委員会という判断を仰ぐかどうかということになれば当然条例の中で費用弁償が発生するのかと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 報酬、費用弁償くれなければいけない。この人には費用弁償を支給しないということを書いている条文があるでしょう。費用弁償をくれないと。そういうふうなものを入れないでただ何だということもなくわからなくして、そしてこれは条例ではないと。費用弁償あげないということになるんですよ。災害だか何だかの県の職員や何かの派遣を要請したもの。そういうふうなものにはあれは条例ではないですよ。だから、その中にそういうふうなものについては費用弁償を支給しないとこういうふうにならざるを得ないんです。うたわなければ条例から委任された規則ですから、費用弁償は当然くれなければならないと思うわけですが、間違いないのであれば間違いないともう一回ご回答をいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 例えば条例で審議会とかでいろいろある。その中で県職員とかそれが該当した場合は費用弁償が発生する場合は給料、県職員の方の給料を調整しなければならない。実際は費用弁償を払わないのは公務、要するに公務員ということであちらで発生している、公務で来ているということでそういうものは地方自治法とかいろいろな判例とか実務提要、その中でも県職員は給料をもらっている、こちらで費用弁償を支払うのはダブルカウントです。

からそういう場合はだめですよ。もし払う場合はそちらの方の県の機関の給与とかそちらを調整しなさいということであろうかと思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 今回の条例の制定であります、これは一番さっき町長が言ったように商工会が一番メインになっているのだと。その中でも特に今回の貸付要綱等というか貸付内容は海岸地区なのだというふうな一部の答弁があったわけであります。しからば、商工会と今回のこの協議、この条例を制定に当たって商工会との協議事項はどれぐらいあったのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 5月18日に最初に提案する際につきましては、町の独自の施策ということでスタートしましたので、商工会とは協議はしてございません。18日の際に否決をされてから、その後商工会とは話し合いを持ちまして、6月8日につきましては商工会からの要望もございまして今回の再提案になっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 課長答弁に誤りがございます。事前に私は商工会の会長さんとお話をしておりますし、また条例をつくる際には事務局との事務的な打ち合わせは当然しておりますので。その後、議会に提出して否決された後、また細部、議会からお話があった中身も含めて協議して今回の経過に至っておりますので、課長答弁は間違いです。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、各課との調整はスムーズにしていなかったのかと。この審査委員会の副会長となる方が、その方が協議事項に参加されていなかったということで、町長との若干のずれがある。その辺は今後の課題でしょうから、調整をしていただきたいというふうに思うわけであります。しかしながら、今回商工会長、事務局長との話し合いはあったというところでありますが、その内容等についてももう少し詳しくお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず最初の段階でございますけれども、私は商工会の会長さんと地震震災の後、お話をいたしまして今回津波が来た海岸の商店街、また地震で被害を受けている高城の商店会も含めまして、どちらかといえば小規模な方々、そして家族的な経営をなさっている方々に救いが無い、国の制度、県の制度で救いが無いというようなことをお話ししまして、何とか町としてはそれを救うような制度をつくりたいなというふうな話をして、商工会の方でも

会長さんの方でも「そうですね、ぜひお願いします」というふうな話をしております。その後、前回の条例を提案させていただく際には事務方でもって、私はちょっと細かい話はしていないのでわからないんですけども、事務方でもって協議をして条文等の作成をしている。その後については、今度は議会でああいった経過がありましたので再度商工会長さんとお話をして、先ほど尾口議員からお話があった件とか、つまり連帯保証人の件とか一部損壊の件について意見を交わしまして、具体の実際に施策としてする場合には町の考え方としてはこうで、こういったことはできない、こういったことはできますというようなお話を、基本的なところではすり合わせを行った上で、今度は事務方に話を回して事務の方で協議をして検討をして今回の経過に至ったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 事務方の方としてはどうなのでしょう。十分にこれは商工会との合意は得たというふうに感じておりますか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 事務方同士では、局長を初め経営指導員、課長と再三にわたり議論を重ねましてこの条文に至っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そこが大事なことでございまして、商工会の事務局にいつて私議事録ありますかと聞いてきました。この協議事項はありましたかと聞いてきております。事務局長そのものは今の段階で正式な協議はされていなかったというふうに言われていますが、この件について事務方としてどう判断いたしますか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 商工会の事務局長並びに総務課長と話はしてございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） それはいつの日ですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 具体的な日にちまでは把握してございませんが、3回ほど商工会とは話し合いを重ねております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そのときに、事務局がどうしてそのように協議をした経緯についてお話

しされていなかったのかはこれはわかりませんが、実際に町長が会長と話し合いをさせていただいて、事務局との話し合いをされた。そうすると期間的にはまだ9月であと2カ月ちょっとしかないわけであります。その間の中で、ではこれに当たる貸し付けするに当たって調査するに当たってのマニュアルはできているのだろうと、もう既に2カ月しかないわけですからマニュアルはできているのだろうと思いますが、詳細なマニュアルがあったらここに資料として提出をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 詳細なマニュアルは設定してございません。ただし、先ほど町長がお話ししましたとおり、事業用資産に大きな著しい損害があった場合という形でも出ていますので、それらにつきましては貸付審査会の中で貸付基準等を設けましてその中で対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうすると、貸付基準というものがもう既にできているということでしょうか。もし、できているのであれば示していただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 貸付基準につきましては、今後商工会と細部にわたって協議して決定したいと思います。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 条例の中で9月というところまでうたっていて、事前に協議されて、商工会としてこの9月というのは適正だというふうに判断されましたか。ここに傍聴者の方も商工会の関係の方もいると思うんです。その中でこういう事前の事務方との話し合いの中でそういうことまで十分に協議されたのでしょうか。私とても不安なんです。ですから、その辺について具体的に商工会がオーケーであるのであれば私はいいいんですよ。しかしながら、商工会の資料として今被害状況はどうなっているのだと確認してきました。商工会での被害状況は全壊が3件、半壊が49件、それから一部損壊が196件、全体での被害額の中では27億9,500万円になるというふうに出ているわけでありますが、そのうちの一部損壊に当たる方が24.8%というふうに大きいわけであります。そのうちでも6億4,700万円が一部損壊なのであります。そして半壊等については6億800万円というふうな推定がされているわけであります。

だとすれば、商工会の会員の中で本当に零細者が今必要なものは何か、本当に大きい100万円単位、1,000万円、2,000万円単位で大半壊とか全壊された方たちは十分に力があってそれは

借りることができるだろうと思います。しかしながら、一部損壊の方に対しては何の手当でもないわけであります。これはただ商工会の会員だけというふうになると若干問題はあるかもしれません。一部住民の方には一部損壊にはないわけでありますが、商工会に対しては今回の手厚い手当だと私は歓迎しているわけでありますが、この中で一部損壊の方には経営的にこれから2年後になれば、もしこの経営がどのようにこの災害で被害がこうむって今の、今はいいかもしれませんが、将来的に相当不安を感じている方はいると思います。そうだとすれば、私は零細企業者とするのであれば一部損壊の方にも借り入れ枠を広げてやった方がいいのではないかとそういうふうに思うわけでありますが、この件についての事務方としての協議の中で町長は一部はだめだといっているわけでありますが、事務方として事務局との中での話し合いの中でこの辺の一部損壊についての町との商工会との話し合いの中でどのような話し合いがなされたのですか。それでどういう意見が出たのかお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 町としましては、一部損壊につきましては先ほど町長が答弁しましたとおり事務所、店舗等は半壊以上にする。ただし、一部損壊の方でも事業を再開するために必要な資産が被災を受けた場合につきましては100万円を限度といたしまして領収書等の書類を添付しながら申請していただくことで貸し出しをするということで事務局長との話はしてございます。以上でございます。

あと、答弁でも述べましたが9月にこだわってございますが、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、9月が短いということであればその辺につきましては後で検討していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 検討していきたいということは、そういうことを期間を決めたことが事務方と商工会の事務方の話し合いの中でそのような話は出なかったのでしょうか。私大変不安です。不安というよりは不思議です。商工会がそこまで町との中で協議の事項が煮詰まっていなかったのではないかなというふうな感じをします。だとすれば、ここで期間がもう9月に迫っているのにそのマニュアルがまだ完全でない、これからというようなことでありますが、この件についての町としての、ではお聞きしますが、大きく借りてまた小さく中で例えば5,000万円借りて、あと一部資産が壊れた分100万円を町から借りるというふうになった場合のその判断です。貸し付けするときの。債務超過の判断はだれがなさるのですか。どういうふうにしてやるのですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 県なり、あとはセーフティネットの資金、保証協会の資金を貸し出し・借り入れしている方につきましてもダブって借りることは可能でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） ダブって借りることは当たり前であります。そこで債務超過の判断をどうするのですかと私言っているのです、貸すに当たって。貴重な税金だと、その一部を貸すのだから保証人までとって完全に貸すのですというふうに町長は言っているわけです。そうだとすればこの債務超過というのはそのそこに十分に反映されなければならないわけでしょう。その債務超過ということをどういうふうに判断されるのですか。それから保証人をとった、保証人の判断はどういたしますか。

○議長（櫻井公一君） 債務超過についての答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ちょっと質問の意図がよく理解できないところがあるのですけれども、債務超過について、債務超過というのは借りられる方が借り過ぎているかどうかのチェックをどういうふうにするのかということでございますか。そちらについては行いません。債務超過のチェックというものは原則として、特段行わない。そのかわりにといいますか担保として連帯保証人をとるということでございますので。ちょっとおっしゃっている意味がよくわからないのですけれども、例えば銀行さんなりが貸すとすれば経営状態なり何なりをチェックして債務の状態をチェックするということまであるのでしょうかけれども、今回は町が最大100万円ということでお貸しするわけですから、その担保として連帯保証人をとる、それだけの担保だということでございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 大事な税金を貸すわけです。100万円ならばいいです。これは30件になって件数がふえていけば3,000万円という金額になるわけでしょう。そうなったときに、その債務超過をどう判断するかというのは、例えば決算書を2期分としてその内容的に経営がこれから成り立っていくのかどうか、そしてその債務超過には至らないのかどうか、そういうことまできちんとチェックするべきでしょう。だから、それをチェックして貸す貸し出し要綱が出てくる。これは貸し出し要綱はこれから出てこなければならない。町だから、100万円だから簡単に貸します。そのために保証人をとりますということですが、保証人の債務内容等についてはどう判断なされるのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 前回片山議員は連帯保証人を外せとおっしゃったのではないですか。お話がおかしいのではないですか。そのことだけちょっと確認したいと思うんですけども、どういうおつもりで今の質問をなさっているのですか。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 私は基本的に一般の方に、一部零細の方には、一部罹災の方にも貸して保証人もつけない方で枠を広げて貸したらいいのではないですかというふうにお話ししました。しかしながら、今回の条例の中では保証人は商工会長との中で一切しないというふうに言っているわけです。だったら、保証人の内容をどう調べるのですかと聞いているのがなぜ悪いのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 保証人をつけるというふうな条項になっています、ですから。連帯保証人をつけるんです。つけないと言っていないでしょう。前回とかわっていないです。

○議長（櫻井公一君） ちょっと待ってください。保証人の内容等はどこがチェックするのですか。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 保証人の内容につきましては8条の中で設けていまして……。

○議長（櫻井公一君） 暫時休憩しますから、よく整理してください。

○産業観光課長（阿部祐一君） 第10条において連帯保証人を1名設けるとしてございまして、あとは規則の中で貸付決定した場合に申込書と連帯保証人の所得証明、納税証明を添付して申請していただくという形になっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） だから、私は商工会長と町長が話し合いをしたといっているわけですが、事務方としてそういうことまで煮詰めて事務局との話し合いをなされたのですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） その辺の連帯保証人につきましては事務局側との話し合いはしております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） では、その辺をきちんと休憩を挟んでいただいて調査して事務局から返事もらってください。それからの話しか進められません、私。議長の判断でよろしく願います。

○議長（櫻井公一君） 休憩という動議がありますが、今の片山議員の質疑に関しましてはここに関係のない方々への質問になっておりますので、必ずしも今休憩時間に答えられるかどうかわかりませんが、ここで暫時休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩をとります。再開を11時15分といたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

14番片山正弘議員の質疑に対しての答弁から入ります。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 商工会事務局との話し合いでございますが、具体的な日にちまでは把握してございませんが、話し合いの中では大変いい制度なので早急に実施していただきたいという話もありましたし、あとは貸付予算額3,000万円を超えた場合はどうなるのかというような話はなされております。あとは個別に具体的な条例の内容等については問題はないというような話し合いでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうすると、この貸付要綱等につきましてはこの3条に出ているわけですが、委員長には商工会長、そして副委員長には産業観光課長、そして委員には事務局長、指導員、産業観光課班長というふうになっていますが、ほとんどこれは身内で審査して身内で貸す、そんな感じであるわけです。その中で事前に協議が今はっきりした日にちはわからないけれどもと言いますけれども、議事録もない状態の中でこんなにいい話がいいのだというふうなことが言われたということであれば、どうして事務局長がそのように私に協議はされていなかったと言っているのでしょうか。その辺を確認していただきましたか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 熊谷事務局長には確認してございまして、そのような話し合いはなされたということで了解は得ております。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） またその辺はきちんと調べてみたいとそう思うわけでありまして。しかしながら、その段階でこの先ほど言った要綱です。これからつくるといのはいかなものか。この第1回目にこれが提案されたのは5月18日です。それから既にもう2カ月以上経過

して、再提案ということですから本来であればもっともっと吟味されて、その辺は協議されてこれが最終だと、もう1日も早く被災者のために出す制度なんだというふうなことであればもっとこの辺は煮詰めてあってしかるべきではなかったのですか。そういう時間はなかったのでしょうか。これからつくるなどというのはちょっと問題ではないでしょうか。この辺、町長はどう考えますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 確かに期間はございましたけれども、その間でもいろいろな話し合いはさせていただいておりますが、ただ形として確かにそういったものはあるべきだとは思いますが、ただこれからケースによってやる、いろいろなケースがありますので、そのケースに従って各基準なりを検討する細部のこともありますので、きっちりしたものが今ないということについてそれでこの制度が運用できないということではないというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） これ以上いってもしょうがないので、あと別な方にもかわった方向からのご質疑があるだろうと思うんですが、実際に商工会の事務方と協議する町の事務方、そして町長との意見の相違があったということだけは事実ですから、その辺は決してないようにきちんとした方向でこの問題は進めていただきたい、そこをいっておきます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。4番伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） 4番伊賀でございます。今の片山議員の方からもお話がありましたけれども、5月18日提案されて約2カ月、その間この条例は基本的には決して悪い条例ではないというふうに私は個人的に判断しております。それで、その2カ月間、また商工会議所とかいろいろ話し合われたと思うんですけれども、本当にこの100万円の貸し付け、今どのぐらい条例として交付した場合、どれぐらいの申し込みが出てくるかおおよそ見当をつけておるのでしょうか、その辺。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） うちら方で商工業者で罹災証明を出されている件数を把握していますと99件が申し込みされ、罹災件数を申請しております、そのうち全壊が16件、大規模半壊が22件、半壊件数が35件ということで73件の方が半壊以上ということもございますので、そしてまた被災直後から商工会の方には資金の相談等にも大分訪れているケースもございますことから、30件は借りられるのかなというふうな形では見ております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） 私も海岸の一部お土産屋さん、お話ししたんですけれども、100万円でも先ほど町長が説明したとおり陳列ケースでも何でもちょっとしたものを買える。早くこの制度を認めていただければというような声も、数多く皆さんの声ではなく一部です、私もそんなに聞いて歩いているわけではございませんので、一部からそういう声も上がっております。私も本当に今いろいろな条例の問題、あるいは規則の問題で話されておりますけれども、こういったことをいったら失礼なんですけれども、売り言葉に買い言葉というような形の議論は議論という言葉で置きかえればいい言葉なんです、この議会の質問に対して、あるいは当局の答えを聞いていると売り言葉に買い言葉というような形の中で何か余りすっきりした形で進んでいないというふうに感じとられております。本当は大変失礼な言い方かもしれませんが、私はいいことはやってみなければわからないということをだれしもがみな気持ちの中で持っているかと思います。ただ、町の方々が望んでいる中身をできるだけ早急に執行していただきたいというのが私の気持ちであります。

それで、先ほど規則などでも9月いっぱい早いのではないかと、私も個人的に感じます。けれども、規則は町長の決済で何ぼでも延ばすことができるんです。そういったようなことも加味していただければ、できるだけ早い交付をお願いしたいということが私からのお願いになりますけれども、その辺について町長の方から何か。

○議長（櫻井公一君） 意見も踏まえて答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私どもの方でもできるだけ早く実施し、また規則案の方では9月というふうに書いてございましたけれども、こちらも皆さん方に使いやすいような形でもっと長くするような規則で対応して、できるだけ皆さんに喜んでいただきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑を受けます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。貸付対象者についてちょっと確認をさせていただきますが、第2条の2項の(2)主要な事業用資産、地震による著しい損害があった場合は一部損壊の方でも対象となると先ほど町長の方からあったのですが、これは間違いのないわけですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 間違いございません。一部損壊の方でも事業用資産で損害があった方には貸し付けの対象となるということでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今に関連するんですけれども、私は前回一部損壊からすべきではないかというようなことで反対をしました。今片山議員から一部損壊が196名、商工業者で。これは多いか少ないかというのは皆さんそれぞれかなと思いますけれども、今回私たちに資料として示されましたものが一部損壊のものが全町で1,125件、これは7月12日現在このような状況、その中の196名。1割はちょっと超している、商工業者です。今渋谷さんも地震によって著しい損壊というようなことがありました。これは著しい損壊というのは答弁の中で写真とかそういうものを添付していただければ審査会でそれを判断してそれで一部損壊、この条例に当てはまるのではないかとというようなことが審査会ですよね。これがまだその基準ができていないというようなことであります、答弁では。こういう条例を出すにはそういったことが示されてそれで条例が出てくるとというのが普通なのではないでしょうか。商工会の会長、そういう方たちがするわけで、主観が入るわけです。客観的な基準がどうしても必要なんです。私はこういうことはいいことなんです、わかっているんです。わかっているのですけれども、皆さんが心配するような意見が出てくるといことはどこかおかしい。最初からこの一部損壊まで含めてというようなことが町長の答弁でも一部損壊からのそういう著しい損壊があったら一部損壊でもいいと公いうことなのだったら一部損壊でいいのではないですか。196件なんです。

私は心配なのは高城の商店街の海岸は自立できるんです、ある程度。観光客もおいでになっています。水がほとんど入りましたから、あそこは。その時点で半壊なんです。これは条件にぴったりなんです、ほとんどの店は。それで地震保険というそういう民間の保険会社にも入っていないところもあるでしょうし入っているところもあるでしょう。大方はこの松島の場合はほかの地域と比べて私はそういう民間の保険会社に入っている確率が多いと思うんです。問題は高城だと思うんです、私は。高城、それから品井沼でもいろいろなところでも半壊というものはかなりの損壊をしないと半壊にはならないのです。お店とか何かががたがたとして半壊状態だから備品もやられるんです。一部損壊のところというのはそんなにそんなにやられないんです。それが普通の保険会社の認定なんです。その辺の基準をどうやって基準の方法をするのか、これは明確に示していかないと不公平が生じる可能性がある、このように思いますけれどもその辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） ちょっと待つて。11時25分、高橋利典議員が席に戻っておりますので、ご報告します。

答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 一部損壊まで含めろというご意見だと思いますけれども、今回の趣旨が

営業再開するための作業といいますかその手順として一番大事なのは何かというと、それは事業用資産であろうということでございまして、その事業用資産に主眼を置いて支援していこうというところが第2項に入っているわけでございますので、一部損壊云々というのは建物の問題ですよ。建物もそうだけれども、もっと大事なのは事業用資産であろうと、例えば冷蔵庫だとか調理台とか陳列ケースとかそういったものなので、そういったものに主眼を置いて支援していこうという趣旨でございます。一部損壊については建物の問題でございますので、これは商工業者の方々だけではなく町内全域の問題でございますので、そちらはそちらで考え方が違う。今回は小さな商工業者の方々が事業を再開するためにということでございますので、その事業用資産ということで対応していただければというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） この著しい損壊ということになりますと、その辺の審査基準というものの、私は申請者には優しくしてやってほしいのです。これが決まれば。厳しくではなく申請する人は困って申請するわけですから、その辺がちゃんとある程度の基準を決めながらそのようにしていただきたい。今回の罹災証明でも半壊に近い一部損壊もかなりあると思うんです。担当者に聞いたらそういう状況のときは半壊扱いにしているというようなことを聞いたわけでございますので、その辺、もしどうなるかわかりませんがちゃんとその辺の基準を示していただきたいと思うっております。

それから11条、支払い猶予。やむを得ない理由があった場合は資金の償還を猶予できるというようなことがあります。これはケース・バイ・ケースなのかと思いますけれども、この辺はどう考えているのですか。どの辺までの猶予というようなことを考えているのですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） こちらにも書いてあるとおり、借受人が負傷とかあと火災等の災害に遭ったとかということで、その理由を申請していただきまして審査会の中でその基準に基づきまして判断していきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） だから、その辺の猶予をどの辺まで考えているのか。ずっと猶予するののかというようなこともあるわけでしょう。ですから、この辺はここでは決まっているのかどうかかわかりませんが、私たちもどの程度まで猶予するのかちょっとわからないので、税金なんです。ということで、それには無利子なのだけれども利子がつくのかとかそういうことも含めてどう考えているのですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 猶予につきましては、例えば負傷人が入院した場合等につきましてはどのぐらいの猶予期間が必要とか入院期間が必要とか個々のケースによって異なると思いますので、それにあった猶予を考えておりますが、半年ぐらいの猶予を考えておりまして、その状況によって正式に決めていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。では、13条なんです、今度は。13条は借りた人が亡くなったときとか精神的障害を受けて償還できなくなったときはこれを免除する、全部免除するまたは一部免除する、保証人もそうです。ということで、こういうものをもし仮に商店主が、失礼ながら、こんなことをいうと大変失礼なんですけれども、商店主が経営者が80歳だった。失礼ながらそういうときも対象になるわけでしょう。だめだとはいえないのではないですか。そうすると、10年でこうなるとこれはどこまで考えられているのですか、この貸し付けの条件というのですか年齢というのですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 仮に80歳の商店主の方が亡くなった場合につきましては、これにも貸付金も相続に該当するわけでございますから、その中で相続人となった方に支払いしていただくような形で考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そこまで書いているのですか。そういうことで、ちゃんと何回も皆さん言われるように貸し出しの基準というのですか、これはある程度明確にしておかないとやっていただきたい。私は保証人というのは必要だと思っているんです、私は。お金を借りたらこれは必要なんです。先ほど反対の理由というのが一部損壊からこういうものは認めていってほしい。今松島の人口の高齢者というのは物すごく高くなっているんです。将来10年後、15年後、今割と車を運転できるような人でも運転できなくなり、高城の商店街がこれからどんどんなくなったら、ほかの商店街がなくなったらどこに買い物に行けばいいのですか。そういうことを含めて私は一部損壊の方がいいのではないかとこのように思って私は反対したんです、この間は。そういうことで、こういう町長が海岸のお店を見たら大変な状況を見た。何とかしてやらなければならないと優しい気持ちがある。だったらそこまで考えてほしかったとこういうふうに思ってこの間は反対したんです。そういうことで今回は著しい損壊と、ちょっともう少し明確にきちっとやっていただければ私などは賛成とこういうふうになったんです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 先ほど色川議員の中で役場の職員が罹災証明の審査の際、点数つけをしているときにできるだけ罹災者の方々の立場に立って運用しているということでございます。つまり、役場の姿勢としては常にそういう姿勢を持っておりますので、その辺をご理解いただいて今後も我々もやっていきますし、また皆さん方にご理解いただければというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。11番赤間 洵議員。

○11番（赤間 洵君） 1点だけお伺いいたします。貸付対象者についてお伺いします。事業所、店舗、全壊、大規模半壊または半壊とありますけれども、(2)主要な事業用資産、これは例えば津波で水没した車などもこの事業用資産に入るわけでございますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） その車でもって営業を例えばしているとかがいう方であれば必要な資産とは認めます。

○議長（櫻井公一君） 11番赤間 洵議員。

○11番（赤間 洵君） 実は実例を申し上げますと、うちの社長が海岸の方に住んでいまして、車が水没しました。パアになりました。それで今お尋ねしたわけでございますけれども、そういう条件であれば私も借りたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 17番小幡です。先ほど色川議員もおっしゃいましたけれども、13条、先ほど町長が連帯保証人の件で力説されておりましたけれども、連帯保証人制度をきちっとした以上はこういう条文は私は要らないだろうというふうに思います。そうでなければ何のために連帯保証人をつけたのかわからないということがあります。どうお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 連帯保証人そのものを立てるかどうかなという基本的な考えがどうかということだと思んですけども、町として直接貸すということになれば預託金とかあつせん制度であれば信用保証協会とかどうのこうのと、その前に審査があるという場合があります。ただ、今回は町単独で貸すということになれば、先ほど町長が申し上げたとおり、町の税金でということがありますから、財源として。連帯保証人ということが10条でなっている。となると、その中で今13条の話ですけども、その中でも連帯保証人ということになれば当然私どもの方ではここが必要ということで条例を上げさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） ですから、連帯保証人というのはそういうものではなく、担保して連帯保証人をつけているわけですから、そのことで十分足りるのであって、貸し付けたものが死亡したときまたは精神的云々、償還することができないと認めるときはという、全部または一部を免除することができるといったら抜け穴ではないですか。であれば保証人などは要らないからとにかく早く100万円使えというふうにした方が町民はうれしいと思います。保証人をつけたのであればこれは日本の常識の中できちんと整理をさせていただく、それが町長の言う税金を使うのであるからここだけは曲げられませんというふうにすべきだと私は思いますけれども。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 連帯保証人というのは、連帯というのは補償制度では重きものということがあります。ここの猶予とか免除、これを改めてつけたのは議会の中でも議員さんが北部連続地震のときとかこういう条項が入っていないのではないかとということもありますし、あとそういう条文、あと準則とかほかの例も挙げてこのような形にしたということであって、あえて抜け道とかそういうことでは考えて条例を制定したものではありません。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） ですから、そのことにどうのこうの言っているのではなく、連帯保証人制度をきちっとつけたということであればそういうものは要らないのではないかというお話をしているわけです。9条ではやむを得ない事由があるときにはその限りではないというふういうたっておりますし、ですから、どうぞお使いくださいという姿勢であるわけですから、後々についてはこれは税金なので制度的にはここはしっかり担保させていただきますというのが当局の姿勢であって私は構わない。貸すときはどうぞお借りください、ただ後々いろいろな事情が変更になっても連帯保証人で町民の方にはこれで担保していますというふうにはっきりした方が貸し出しやすいのではないかとことです。説明が違うということですからそれはそれでわかりました。

私がもう一つお聞きしたいのは、前回もそうだったのですが、商工会という一つの組織に入っている経営者、この方たちが事業用資産が半壊だろうが一部損壊だろうがいいのですが、自分で商売をやっている商工会という一つの組織に入っていて、金を借りる形の中にいっぱい制度資金があるわけです。町の小口融資も前回も出ていたと思うんですが、300万円まで無担保無保証でやっている。ここに保証人をつけて100万円だというようなことですよね。どうも納得、私理解がここができないのです。商売をやっている人がいろいろな制度資金がある。その

ほかに銀行との付き合いもある。その中でさて、100万円を保証人つけて借りるというそう
いうことがちょっと理解できないのです。その点についてちょっとわかるようにご説明してい
ただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 商工業の方々は我々と違って、つまり公務員と違ってプロなわけでござ
いますので、お金の借り方、どういうところからどのぐらい借りるか、どういう制度のもとで
借りるかについては習熟していらっしゃるはずなんです。私ども、この制度をつくるに当たり
まして商工会長さんと、またほかの商工関係者の方々とお話をしたところ、これはこれで使い
でがあるんだというふうなお話をいただいておりますので、詳しいところはわかりません、私
も。ですから、商工業者の専門の方々がこれはこれで使いでがあり、独自に使えるものである
し、こういうものはほかにないので使いやすいというふうにおっしゃっていただいております
ので、その辺については十分お使いいただけるであろうというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） そういうお話であればそれはそれとして承りますけれども、先ほどから
出ていた一部損壊、サラリーマンの方でちょっと金が必要だというような方たちの方がむしろ
多いのではないか、資金を借りるのに銀行に行ってどうのこうとというようなことから、商
売をやっている人が、どうも納得できない。むしろ一般の方たちの方が資金を借りるのにどう
したらいいかというようなことの方でお悩みになっている方の方が私は多いような気がする。
そのために見舞金も何も一切いかないというようなことで、議員同士でもちょっといろいろな
話が出ていますけれども、そういう手当てもこういう手当てができるのであれば一部必要なも
のが出てきてもいいのかなというようなことを思っております。先ほど来、いろいろな話が出
ていますが、この条例をどうやったらきちっと通してあげられるのかという考え方をし
ますと、さっきの保証人の問題もそうなんですけれども、もう少しきちっと整備されてもいい
のかなという感じはしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 一部損壊の件につきましてはこれまで答弁したとおりでございます。ま
たこの制度、確かに細部まで決まっていなかった部分もございますけれども、実際の運用に当たっ
ては十分に機能して、またそれが町民の方々への、町民の方々の税金を使うということもあり
ますので、そういった方々に対する説明責任も十分に耐え得るものというふうに考えておりま
す。今後、できるだけ早くこの制度をつかってきたいというふうに思いますので、よろしくお

願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 15番菅野です。この大地震で被害を受けたという商工業者の方々に対しての貸し付けするという条例でありますけれども、この制度を利用するしないはそれぞれの考え方だろうと思います。ただ、関係者にとっては資金を借りることのできる制度は多い方が、これは選択肢が多い方がいいわけでありまして、決して悪いことではないだろうとそう思っております。今の質疑応答の中でも復興資金、運転資金、いろいろな形で資金を必要としている商工者がいるということで、その判断で町長は提案したのだらうと思います。松島の町の独自の条例としては評価してもいいのではないかと私個人では思っておりますけれども、今いろいろな質疑の中で意見が出ました。ただ、条例は決して恒久的なものではないもので、町長が改正するということが考えれば改正できるものでありますし、議員も所定の賛成者がいれば議案の発案もできるわけであります。委員会としてもできるわけであります。ですから、決してここで定めたものが恒久的なものではないと私は思っております。ですから、いろいろな意見をまずこの条例を施行してみて今後どうなるか。いろいろな社会環境や住民の要望などでかえてもいいわけですから、それに十分対応していく考えがとおりですかということを町長にお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃるように、実際使ってみてふぐあいなり足りないところがあれば当然直していく考えはございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 町長のそういう柔軟な考えがあるようですから、今後議員の皆さんの意見も取り入れるような形で改正する必要があるれば改正して、よりよい貸付制度にさせていただきたいとそんな思いで一言述べさせていただきました。終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なければ、一応議長とすれば、正直申しましてけさ始まる前に、この案件につきましては前回5月18日提案の件もございましたので議員間できちんと調整をとって採決に臨みたいというふうに思っております。そこで、自由討議等を必要であれば自由討議を開催したいというふうに思っておりますが、皆さんの何かご意見があればお聞きします。（「なし」の声あり）

なければ、自由討議を再開したいと思います。自由討議に関しましてはすぐ自由討議に入りますので、執行者の方々には退席を願ひまして、執行者の方々は午前11時50分になろうとしていますので再開は追って午後何時と事務局の方からお伝え申し上げますのでお待ち願ひたいと思います。

なお、傍聴者の皆様にはそのままどうぞ自由討議を聞いていただければ幸いかと思います。

それでは、ただいまから松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定についてのテーマにしました自由討議に入りたいと思います。

今まで8名の議員の方から質疑が出され、執行者の方からおのの答弁されましたが、そういう質疑等を聞いて皆様方からのご意見を求めたいというふうに思います。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 後藤でございます。私は前回保証人の部分で反対をさせていただきました。その後、いろいろ私もそういう商工業に携わっている方の意見等を聞きまして、別に保証人もあっても借りたいという声をじかに聞かせてもらっています。まして、今回の場合は災害、本当にそこに焦点を当てての条例ということをいま一度自分自身もかみ締めながらきょうの議論を聞かせてもらいました。そういうことで、ぜひこの条例は私は前向きにとらえていきたいとそうように思っております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は町長の答弁を聞いていまして一部損壊を入れても何も問題ないのではないかと。ここに主要事業資産、地震による著しい損害などというものは内容がさっぱりはつきりしていない。そういうふうな状況なものですから、ここはカットして一部損壊まで入れたらいいのではないかと。さっき条例は町長が直すと言っているのだから直せばいいのだ、議会でも直せるのだとこういうふうに要っているわけでありましたが、最初から一部損壊まで入れた方がいいというふうなことで、保証人をつけた方が、つけなくてもいいのではないかと、使いやすくしたらいいいのではないかと、そういうふうに言っているのに難しい条文を、内容を入れてきてやっていること自体がおかしいのではないかとこういうふうに私思うわけです。だから、借りやすいもの、商工業者が借りやすいものということになれば用途制限を取っ払って一部損壊まで入れるとこういうようなことであれば大変借りやすくなるのではないかと。大変だと思うんです、運転資金なのか設備資金なのかというようなことを商工会長やなんかはわかるのだと思うのですが、金に色はついていないわけですから運転資金だといっても借金を払うのが運転資金かもしれないんです。そうすると審査のしようがないのではないかと。よりよいものにするのであれば、使いやすいものにするのであればそういうふうなものにするべきなのではないかと。

前のときはなかったのですから、私も質問したのですが。それをだれが副町長がいなくなったからいいものになってだれかがいい案を出してきたのだと思うのでありますが、副町長がいたときはなかったのです。5月18日に出てきたときは。今度はこういうような条件をつけて、条件もあいまいだ。あいまいなものにかえてすること自体に問題があるのではないか。私もその条例をつくるのは賛成なんです。全く反対ではなかったんです。私は保証人というふうなものをだった一部損壊まで入れるべきだと。

そして、このところで片山議員の質問に執行部は答えているのですが、打ち合わせしている何していると答えているのですが、私も事務局にいつ聞いてきたんです。事務局に聞いたんです。名前を申し上げません。そのときには打ち合わせは正式にはないと。聞いたのはこれが否決になってから聞いたわけであります。6月7日に聞いたんです。そのときも否決後も町長から正式な話し合いはないというふうなことを言っているんです。ただ、このところで打ち合わせした記録もない、そうでしょうそうでしょうで条例を出されるのはもってのほかなんです。いいものはいいのだと思うんです。けれども、根拠があるものを出してもらわなければならない。根拠も何もないんです。いつしたのかわからないというのでは。電話で話したのか直接会ったのか来たときに話をしたのかわかりませんが、そういうふうな打ち合わせの記録もない、だとすればいいものを出したらいいのではないか。いいものを出すのには余り制限をつけないでそしてどんどん使わせる、そして商工業の振興に役立てるとこういうふうなことが必要なのではないですかと思うわけです。それ以外は全く賛成ですから。

○議長（櫻井公一君） いろいろ議論を聞いていますと、この制度そのものについて、お金を貸すこと自体については何も問題はない。ただ、その手法によっていろいろ意見が出ているのかと思いますが、これらについて何かご意見はありますか。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 私も今までの質疑を聞いていて、提案理由がなっていないと思う。政策を立てて提案をつくってという過程で町長と担当部局が糸が切れたままと理解をしました。町長は担当部局に商工会を中心にして打ち合わせをしなさいとかはっきり指示したのかどうかもわからない。受けた方、担当ポジションの方も記録も持っていない、日にちは覚えていない、これでは文書をもって仕事をする、まとめも文書にする、流れも文書にする、これは役所の原点です。この原点がなっていない。町長と担当課の連携が極めて薄い指摘したいと思います。それから商工会との打ち合わせ協議録もない、これも極めて問題だと思います。こうあつてはならない。「だろう」、「思う」、こういうことであつてはならないと思います。

最後は13条の償還免除等について、連帯保証人が当該資金の償還未済額を償還することがで

きると認められる場合はこの限りではないという条文が入ってまいりますと、これは説明欄にありますか。これもまた問題だ。借りの場合の形を整えるための保証人という印象すら受けます。保証人になった以上はとる、責任を負ってもらうということが原則になるのではないかとこんなふうを考えられました。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 他にご意見ございませんか。6番高橋利典議員。

○6番（高橋利典君） まずもって、いろいろ皆さんのご意見を聞かせていただきまして、前回もこの条例は一部損壊という一つのことが大きく響いてそれで否決したわけですが、否決した方々が多かったわけですが、今回の出されてきた第2条を見ても今尾口さんの言ったとおり一部損壊が入っていない。その(2)では事業資産、地震による著しい損害とありますけれども、その判断をしていくのはあいまいなんだろうと。だれがそれをきちっと判断して、その判断者による著しい損害ということなのか。もしここに一部損壊と入っていればある程度のことは皆さん被災されていまして、一部損壊というものが入っていますからそういった意味では本当に借りやすい再建資金の貸付条例になるのかなと思っております。私自身もある程度の、シャッターが閉まらない、地震で鉄骨が曲がってしまった。これが著しい損壊に当たらないければ借りられないような条件になってしまいますので、罹災証明をもらっていますしそういう一部損壊があることで本当に借りやすい資金になるのかなと思っております。予算、次の予算を見ますと結局前と同じ3,000万円の検証になっているわけです。だから一部損壊が入っていないのかなというような気もしますけれども、なかなかその辺の執行部の考え方がなぜ否決になったのかというのが理解していないのかなというような気もします。そういった意味でその辺のことをかなり入れていただければ賛成したいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 12時になりまして、ここで早急に自由討議の結論を持っていくというのはちょっと難しい点がありますので、ここでしっかり昼食休憩をとって、また自由討議を進めたいと思います。それでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

再開を13時といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、午前に引き続きまして自由討議を再開いたします。

意見を求めます。ご意見ございませんか。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 8番高橋です。私は前回のときにも賛成したのですが、そのときにもた

だ全面的にということではなかったつもりですが、今回出されたもので皆さんから午前中に大変意見出されたのですが、問題になっているのは一部損壊まで含めるかということと、それから保証人云々ということだったと思います。一部損壊というのは、執行部の方の答弁の中でも述べられておりますが、余り多くなってしまうというような話だったかと思いますが、そのかわりに２条２項の(2)、主要な事業用資産、地震による著しい損害で、これは罹災証明ではなく被災証明があればという意味だと私は解釈して前回の条例よりは間口が広がっているのではないかとそういうふうに判断しております。

それから連帯保証人の件ですが、これは午前中に後藤議員さんがおっしゃったようにほかの条例を見ましても保証人をつけるというような、町が貸し出す資金に対しては保証人をつけるというのが私自身見受けられたと思いますので、これも正直、お金を借りるときには保証人をつけるのが現代社会ではしょうがないことではないのかと、そういう意味で私は原案に対して賛成の意見を持っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかにご意見ございますか。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 今13条についての連帯保証人の話、私がしたのですが、連帯保証人ということと13条の中身があわないのでどうですかという話を私はさせていただいているわけです。免除して払わなくていいという方に片方と言って、片方は連帯保証人だと。連帯保証は待ったなしで全部債権の債務保証になるわけですから、この辺のところはこのままやっていいのかというのが私の疑問を申し上げたところでございます。連帯保証人をつけるといったらそれ以上のことは何もないわけで、それにまた条件をつけるような中身でよろしいのでしょうかということを申し上げているわけでございます。

○議長（櫻井公一君） どなたか連帯保証人云々ということで今出ていますけれども、何かありますか。

なければ自由討議を終結しますけれども、よろしいですか。

連帯保証人について、何かご意見ありますかということですが、議員間で何かございますか。だれかおりますか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 小幡議員さんが言っていることは私かえってむしろよくわからないのですけれども、13条の何が問題なのかということがよくわからないのです。免除することができる、ただし連帯保証人は当該資金の償還未済額を償還することができると認められる場合はこの限りではないということですから、償還できる能力があれば連帯保証人は保証しなければならぬということになるのであって、余り矛盾はないような気がするんです。私はそう思

って読んでいるのですが、そういうことではないのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにご意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしですか。

それでは、自由討議を終わってよろしいですか。（「はい」の声あり）

以上をもちまして自由討議を終了したいと思います。

それでは、早速本会議に入りますので、若干そのままお待ちください。

執行部、入ってください。

それでは、本会議を再開いたします。

議案第69号松島町商工業災害再建資金貸付条例制定についての自由討議を終わりましたので本題に戻したいと思います。

質疑はこの案件に関しましては十二分になされたのかというふうに思っておりますので、進めていきたいと思いますが、質疑なしと認めてよろしいですか。（「はい」の声あり）

討論に入りますが、討論に入ってよろしいですか。

今17番小幡公雄君から修正するとの動議が提出されましたので、この動議に賛成の方の起立を、動議を出したいという方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） この動議は6人の賛成者がありましたので、成立します。

小幡公雄君の動議を議題として採決します。この採決は起立によって行いました。以上でございます。

本件にあわせて小幡公雄君から出されました修正動議案を今から配りますので、若干お待ちください。

資料が渡りましたので、再開いたします。本案に対して17番小幡公雄君ほか5人の方からお手元に配りました修正の動議が提出されております。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） それでは、修正のことについてお話しさせていただきます。

事業目的に沿いましてより皆さんの賛同を得られるように次のように修正をしたらいかがということで提案させていただきます。

議案第69号松島町商工業災害再建資金貸付条例の一部を次のとおり修正する。

第2条中、事業所または店舗全壊、大規模半壊または半壊を事業所または店舗、全壊、大規模半壊または半壊、一部損壊に改める。

第5条を削り、次条から順次繰り上げる。

第10条の見出しを保証人に改め、同条中の連帯保証人を保証人に改める。

第13条中、連帯保証人を保証人に改める。

借りやすく皆さんの手元に行き渡るようにされたいかがかということでご提案申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 提出者からの説明が終わりました。修正案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 提出者とこれは執行部にも質問したいのですが、まず一部損壊も含めるとこういうことになるわけでありますが、一部損壊を含めた場合、どの程度の予算が必要になるというふうに見積もられておられるのか。執行部提出の議案につきましては補正予算を見ますと30件程度を想定して3,000万円という考え方になっているかと思うわけでありますが、一部損壊件数を含めるといったいどの程度予算上必要になるのかというところについて双方お答えいただければというふうに思います。まず、修正案提出の方の方からお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） それでは、提出者から説明を求めます。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 前段の午前中の質疑にもありましたけれども、前回はそうございましたけれども、これについては当局の方で当初30件というような申し入れがございました。これについて地震による著しい損害とこの評価はどなたがするのだというようなこともございました。これについてはきちっとした今現在表示されているものの中でやっていく。そういう表現の中で罹災証明ですか、その中で確認していくことができるという中で実際の申し入れについては当初執行部で申し述べられていた30件ということで考えております。これ以上ふえた部分につきましては以前から議会でも話になっていますけれども、一部損壊についても考えていくという意向はありますので、その辺も含めて平等に見ていったらいいのではないかとということで提案させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） ただいまのお答えですと、執行部提案の予算とかわらない内容で考えている。そうしますと、一部損壊ということを加える意味がほとんどないのではないかとというような気がするのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 午前中にも質疑がございましたけれども、著しい損害をどのように評価するのだというようなこともございましたので、ここは一部損壊という中で罹災証明がなされているわけですから、その方が単純でよろしいのではないかというふうに、使いやすいのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） どうも提出者は誤解しているのではないかと思います、著しい損害というのは事業用の資産等にかかわる部分について著しい損害を受けた場合と公いうことを想定しているのであって、ここで提出者が言っている一部損壊というのは、そうすると事業用の資産の一部損壊という解釈なのか、それともいわゆる住居を含めた建物等の一部損壊を差しているのか、その辺を明確にしてください。その上で、先ほどお伺いしましたようにどの程度の予算が必要だと考えているのかをお聞きをしているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 失礼しました。一部損壊は全壊、大規模半壊または半壊、一部損壊と表示されているもののことを言います。(2)番の地震による著しい損害という表現との整合性については私の間違いだと思いますので、それは取り消します。それから建物の申し入れ云々については執行部で前回出したときに想定されるのはこれぐらいだと言っておられましたので、それ以上ありましたときにはまた補正で追加されれば私はそれでよろしいというふうに考えております。それだけ緊急を要すると、困っている人がそれだけいるということでスタートするわけですから、困っている人は同じでございまして、それは認めてあげたらよろしいのではないかというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 先ほど片山議員の方からですか、一部損壊が196件だと。これは商工業者の数で一部損壊はこのぐらいだということの話がありました。この全部が使うとは思いませんけれども、このかなりの部分が利用されるということになれば相当の金額になっていくのかなとこういうふうにも予想されるのですが、現在3,000万円の予算の補正が計上を執行部からされているのですが、状況によってはこれが変化していくということにおきましてふえる見通しは当然持っておられると思うんですよ。その上で、当初から見通しというものについてもう少しはつきり持つべきではないかというふうに思うのですが、どうなのかということ。

それから、一部損壊ということについて私もこの間ずっと一般の住宅、いわゆる罹災証明による一般住宅、ここに対する一部損壊についても当然助成の措置、これを講じていくべきでは

ないかということを申し上げさせていただきました。さきの6月の一般質問の中でも二本松市の例などを挙げながら一部損壊についても当然措置をすべきではないかということを申し上げております。県内の自治体でも、先ほどお話がありましたように利府町を初めとして大河原町、村田町、それから柴田町ですか、そういった町々を含めてそういった一部損壊家屋に対する助成措置を講じている町がふえてきております。これについて一般家屋に対してどのように考えておられるのか。提出者のお考えをお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今ご質問があったわけでありますが、当初の条例案そのものもまだわからないわけでありますから、ただこのぐらいだろうと。この前の義援金についても同じことでありまして、今度予算で出てくるのでありますが、当初予算の数倍になったとこういうようなことでありますから、私たち提案したのは当初30件で町長提案は見ている。9月30日までに出すというようにありますから、それまでの間に十分な商工会との対話をして人数を確定すれば当然補正もあり得る。今町長提案も今度の補正で補正しているわけでありますから、最初見込んだものが間違いだ、まだまだ多くなったとこういうようなことでありますから、私らも今想定できない数で100何人みな出されれば1億数千万円になるとこういうようなこともあるわけでありますが、必ずしもそうならない。だから、使いやすいようにして皆さんに使っていただく。そして何も補助の対象にならない人たちに光をあてがろうというふうなことで提案をさせてもらったわけであります。

見通しは、だから今言ったように町長は30件見ている、私らもこれをまけても30件ぐらいだろうとこういうように見ているわけです。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 見通しのことについてはそういう理屈も成り立つと思いますけれども、196件という数字が出ているわけですから、それなりに掌握をされてるのかと。予算的な見通しも持ってやられるものなのかなという思いでお聞きをしたところでございます。

それで、今答弁漏れありましたのは提出者においては一般住宅に対する一部損壊の助成についてどのように考えておられるかというところを二つ目の問題としてお聞きしたところでございますので、その辺についての考え方をお伺いしておきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 一般住宅の損壊は条例案にもないわけでありまして、私も一般住宅についても当然何も補助の対象にならない方にはすべきだろうとこういうふうに思いまして、きの

う利府の役場に行ってきました。利府では一般住宅の損壊、一部損壊、これには50万円以上かかったものには5万円、100万円以上かかったものは10万円と補助をしている。それも来年の4月までにそういうふうな事由が出てきたものにはしていこう。そして、現在600件を想定しているんだそうであります、これも600件というものが出てくるのか出てこないのかわからないわけです。だから、600件を想定しているというふうなことだけなので、私らもこれは当然すべきだろうと。ただ、これは今ここで議論するものではないので震災復興特別委員会で一般住宅の一部損壊についても補助しようというふうなことになれば今質問者にも提案をしていただいて、そして議論をしていただく、深めていただくというふうなことになると思うわけであります。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） なぜそういう質問をしているのかといいますと、商業者であれ一般住宅家屋であれ、一部損壊を公平に措置されるべきだろうというふうに私は思っております。その意味で商工業者だけ優遇される措置ということになりますと、ひとつ疑問点が残るかなという思いもあったものですから、そういう意味では提出者におかれましては一般住宅につきましても助成措置が必要であろうという認識であられるとこういうことでございますので、だとすればこの点についても私の質問に対しまして町としては財政上からもこれは困難である、難しいであろうとこういう答弁でございました。これは議会発議、あるいは今現在動議を出されている皆さん方が公平の観点からこういうものについても一般住宅に対する一部損壊に対する助成制度をつくれという条例の提出をするということが必要になってくるのではないかとこのふうにも思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私らだけに何か責任を押し付けているように思うわけではありますが、特別委員会の委員でありますから同じように議論をして同じように提案をしていただければいいわけです。私らは商工会で出てきたものですから商工会だけにするのはおかしいとこういうような議論もしたわけではありますが、最初からそういうふうな考えを私も持っています。持っていますので、きのう利府にも行って調べてきているわけです。だから、その辺は皆さんで特別委員会で十分吟味していこうとこういうふうに思っていますので、質問者にも十分ご理解をいただいて質問していただきたいとこういうふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 特別委員会で当然やっているわけではありますが、やったからといって必

ずしも実現するという中身でもないという状況もあるかとは思っております。ただ、ぜひ私は商工業に対する一部損壊、あるいは一般住宅に対する一部損壊であれ何らかの措置が講じられることはいいことだというふうに思っています。ただ、現状でいけばこれは不均衡にならざるを得ないという状況になっているのではないかというふうに思います。そうであるとすれば、住宅の一部損壊も含めて均衡がとれる状態にしてそのときにこの条例の一部損壊というものを見ていくということでも構わないのかなというような気もいたすのですが、どうなのかな。その辺、判断は難しいところがありますけれども、そういう思いであります。

先ほど町長が言いましたように、一部損壊であっても主要な事業資産については再建資金を借りることができるということでございますので、その意味では前回提出された以上にそれなりの枠が広がって借りやすくなっているのではないかと。一部損壊まで入れるとどうしても一般住宅との関係で均衡が保てないという状況になってしまうのではないかと。もう一回その辺、私もどう整理したらいいのか、提案されている中身はいいものですから尾口さんなり小幡議員さんが改めて次の機会には条例を、一般住宅を含めた条例を出すのであれば大いに賛成もしたいところではございますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今半壊までは入れているのです、この商工会のものも。だから、一般の住宅にも適用するのならば半壊までも適応しなければならないわけです、一般住宅の方にも。たまたまそれにもっと枠を広げたらいいのではないかと。ということで修正案を出しているわけがありますから、全く今言っておられるようにぼっかりと商工会にだけ、商工業者にだけ我々が修正案で出したのではないのです。町長が提案した、それは半壊までだといっているから半壊を一部損壊まで入れてくださいというふうなことで出しているわけです。そして、今言われたようななには議員全員の責任でありますから、条例、当然町長は条例、町長だけではなしに私らにも条例の制定権があるわけでありまして、条例にするのであれば条例にしたいというふうな意思は十分持って提案をさせてもらっているというふうなことであります。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今度は執行部の方にお伺いしますけれども、先ほどから聞いておりますように、大体どのぐらいの予算づけがこの場合必要になるというふうな見通しになるか、その辺お答えいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 商工会の方から出てきているデータによりますと、一部損壊が200件近

いということもありますので、その半分がこの貸し付けをお借りになるとすれば100万円掛ける100、1億円ということになります。私どもが提案させていただいています範囲、30件というふうに設定させていただきました。確かに現在でも進行形で動いてはいます。ですから、そういう意味で数がふえれば補正で対応するとは申しましたが、それにしてもけたが違うわけでごさいますて、30件が場合によっては倍になるということはある。ただ、今の予算で倍になるということですが、一部損壊まで含めて先ほど言った仮定のもとにですけれども、そのうちの半分がこの貸し付けを利用されとなれば1億円の原資を用意しておかなければいけない。当面1,000万円用意しておいてふえればというふうなお話では決してないというふうにご理解いただきたいと思います。

また、先ほどほかの自治体でもって一部損壊の方に対する支援といいますかそういったものが段々出てきているということで、松島町におきましても資料を取り寄せながら検討しているところでごさいます、そちらは先ほど尾口議員おっしゃったように5万円、10万円の単位でごさいますので、それで例えば10万円にして10万円で1,000件あったということであれば1億円というようなことでして、それも大した金額でごさいますけれども、その範囲であれば我々も検討の余地はあるのかなというふうに今考えているところでごさいます。一般の方々に対する一部損壊に対する支援ということでは。ただ、今回の場合のように100万円の貸し付けということが前提ですと商工業者の方々に対してだけそれというのは不公平だというふうに、私どもこれまでも申しておりますが、今町内で一部損壊の方1,000件なり2,000件なりきているわけでごさいますので、その方々のための原資を用意となれば1けた多いわけですから、10億円の原資を用意しておかなければならないということになりますと、今財調がちょっと詳しい数字までは覚えて……、3億7,000万円ということですので全然足りないということで、松島町として財政的にそれを負担する力がないということでごさいますので、その辺は一緒にしたご理解がないようお願いしたいというふうには思っております。

確認しますけれども、一部損壊に対して、商業者の一部損壊に対して適用となれば恐らく1億円ぐらいの用意をしなければならない。その均衡を保つために町民の方全体にこれを広げるとなれば10億円の原資を用意しておかなければならないということですから、今の提出した予算を補正でやれるというようなものではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今提出をされておりますこの動議の5条を削除する、それから10条のところの連帯保証人を保証人にするというふうになってるわけですが、執行者サイドから

見てこの辺の削除と変更についてどういうふうを考えられますか。

○議長（櫻井公一君） 第5条関係、答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） その5条を削除なされる意図がちょっと私どもには理解できないところ
でございますけれども、これは事業用資産、事業をなさっている方々のためにこういう項目を
入れさせていただいているわけで、なぜ削除するのかということでございます。それと、連帯
保証人、保証人では保証のありようが、考え方が違いまして、少なくとも税金を無利子無担保
でお貸しする場合には、これは連帯保証人がルールというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 大変申しわけありませんでした。5条の削除の件につきましては、当然
提出者に聞くべきだったかと思っております。特に、この5条につきましては資金の用途制
限とこういうことで運転資金並びに設備資金についてお貸しをするものだとこういう規定が執
行部案にはございます。これを削除してしまいますと本当に何にでも使ってしまうという可能
性が出てきて、ある意味、かえって危険なのかなと。やはり営業を支援し再建させて行くとい
うことになればその側面からという意味で考えれば運転資金、設備資金という項目になってっ
これはしかるべきではないかというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今の話もわからないわけではないわけではありますが、この前、5月18日
に出されたときにはなかったわけでありますから、そのときに議決していればなくて自由に使
ってそして商業者は一生懸命商活動に当たれる。たまたま今度出てきたわけであります。その
前には全くそういうふうな考え方がなかったとこういうふうなわけでありますから、原点に立
ち返ってそして自由に使える、商業者が自由に使える金を捻出すべきだろう、させるべきだろ
うとこういうふうに思って削除をしたわけであります。

それからさっきの町長に質問した中で10万円で1,000件だと1億円でしょう。1,000万円では
ないでしょう。だから同じなんです、あなたが言っているものと。一般にしたらまたとるから
2億円になるとこういうようなことになるのだと思うのでありますが、余りずらさないでくだ
さい。3,000万円でしたのだけれども3,000万円借りられなくて2,000万円になったらどうす
るのですか。同じなんです。今見込みで立てているわけです。私らも見込みでそのぐらいでいい
だろうと、そんなに借りないだろうと。そして自由度をつければ借りる人が幾らかふえてくる
のではないか。建物の損壊した人に設備資金と事業資金を貸すというのです。建物に使っては
だめなんです。一般住宅や何かの建物の資金に使っては。事業資金と設備資金に貸す。そんな

前の案よりも難しくしているのではないかとこういうようなことです。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 事業者もこの条例でいけば建物までということなのですが、半壊までは一般住宅ですと応急住宅修理制度ということで使えるわけですが一部損壊になるとなかなかない。ただ、営業ということで考えれば店舗等、あるいはそこに設備されたものということでの私は考え方になるのだろうというふうに思います。ですから、それが住居を含めて直すということとはまた別の問題かなというふうに思っております。それで、なぜ保証人の方を連帯保証人から保証人にしたのか、これで先ほど町長からも答弁ありましたけれども、保証人の意味合いが全然違ってくる。そうしますと、先ほどから貴重な町民の税金をきちんと使うというお話がされてきたわけでありますが、これを連帯保証人から保証人に格下げといいますか下げてしまうと、それこそそういうお話をされてきた内容が担保をされなくなってしまうということになるのではないかとというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 提出者から説明を求めます。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） これは前半、午前中にもお話ししたわけでございますけれども、本来であれば連帯保証人制度をとったわけですからそれで事足りるということで、私の考えをお話しさせていただきました。今回皆さんの方で借りやすくしてあげるということの中で、13条には資金を償還することができなかつたら認めてやるということであれば保証人の範囲内で、そして当該資金の当該未済額を私が保証人でしたから返済しますということであればそれをとるというふうにして借りやすくしてあげたらいかがかと。無担保無保証というわけにはいかないということでございましたから、ですから、町長が連帯保証人であれば連帯保証人という形の中でこういう規定はむしろ入れないでそっくりそのまま1名の連帯保証が必要だと。でも、せっかく商工会に対して貸し付けを行おうというものをどういう形にかして承認していくという中でこの辺の表現をむしろこの13条の内容であれば保証人にして、そして結果はそういう形の中でやっていくということの方が借りやすくなるのではないですかという意味でこのところは直した方が借りる側は非常にいいということで。ですから、午前中申し上げた執行部の担保をするのであれば連帯保証人で切ってしまうとおやりになるのがいいだろうし、そうでなければ保証人という形の中で処理させていただいた方がいいのではないかとということでこういう文言にかえたらいかがかとということで提案させていただきました。

○議長（櫻井公一君） なぜ連帯を外したかというだけの端的な答弁を求めていたのだと思うのですけれども、よろしいですか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 今の答弁でよくわからなかったのだけれども、なぜ連帯保証人を保証人にするのか、なぜその理由が、根拠がどこにあるのだらうと思うんです。きちっとした支払いの猶予も11条にありますし、償還の免除ということでも定められています。ですので、連帯保証人・保証人、なぜかえる必要があるのかということなんですが、お答え願います。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） ですから、申し上げているとおり連帯保証人という形であれば13条の償還免除等という内容は要らないのではないかとということとをずっと申し上げていたわけです。だから、そうでなければこういう規定を入れていくのであれば保証人という形の中で償還の猶予もありますというようなことで保証人が払える分については後でいただきますという内容ではないのかということをお話しさせていただいるわけです。連帯保証人であれば債務は最後まで付きまとうわけですから、こういう条文はおかしいのではないかとという申し入れをさせていただいるわけです。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 13条は借りた人が死亡したまたは精神もしくは身体に著しい障害を受けたために資金を償還することができなくなったと認められるときには免除されるのだと。ただし、連帯保証人が当該資金の償還未済額を償還することができると認められる場合はこの限りではないということなんです。ですから、連帯保証人でも返済が無理な場合は免除もされるのかなという解釈を私はするのですが、その辺は違うのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） ですから、連帯保証人と言った以上はそういったことがないということが前提でございますから、ですからそういうことで、いつでも都合によって、都合と言うと語弊がありますか、例えば亡くなったといったときにはだれが担保するのか、連帯保証人は必ず払わなければならないということで連帯保証人のところに判を押すわけですから、その辺を亡くなったときには今度は猶予できるのだということであれば、そこまで町が譲歩しているのであれば保証人という形の中で残債がこれだけあるのですが払っていただけますか、払いますというのであればそれでいいだろう。ですから、そういうふうなことにされた方がいいのではないかと。ですから、借りる方のことを思えばそういうふうにした方がいい。だから、町のことで言えば町長が言ったように担保するのだということになれば連帯保証人だけでも規定だけで、それは法的に決まっていることですから、余計なことは要らないというふうにした方がすっきりした町としては税金を使うのだから担保しますということを午前中に話させ

ていただいたわけです。おわかりにならないでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） わかりました。必ず払わなければならないということで連帯保証人だということなのですが、この条例改正案を提出した議員さんとして連帯保証人はいいのだと。保証人に改めなさいということでしょう。そこがなぜそうなのかということなんです。連帯保証人がいいというのであればそれでよかったのではないかとということなんです。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） ですから、この所期の事業目的、執行部からご説明のあったことをきちっと皆さんにお使いになりたい方たちがいるのであれば早急にこれをみんなで承認をして早く使っていただくということをするには、保証人であれば13条も生きるわけですからそのままそのところは直して、そしておやりになったらどうだということで、認めやすくするにはこのところさえ直れば私自身は賛成できるということでこういうふうに変更したらいかがですかということで申し入れをさせていただいております。連帯保証人で云々でこの13条であればちょっと待ってよということになってしまい、私自身はそういう判断をいたしますのでそういうふうに訂正させていただければ皆さんのこの目的を達成することができるのだらうというふうに思ったわけでございます。

○議長（櫻井公一君） 保証人についての質疑につきましては、先ほど来から同じような質疑・答弁されておりますので、それ以外について。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 以前はその保証人ということで対応してきたと思うんです。そのためにある程度残ったものがかなりあると思うんです。ですから、今は公的な機関では連帯保証人という形で保証してもらっているという制度にしているようです。この件に関しましては大体理解しました。理解するというか、何ですのかなというような思いで理解したという。

それから5条の削ったということで、最初はなかったんだろう、なぜつけたのかということになるのですが、今回は最初の多分急いだために失敗したのでしょうか。これをつけておかないと何にでも使えることになってしまうのですよね。ですから、今回は商店街の復興のためだということでこの5条(1)(2)を入れたのだと思うんです。そうでないと、例えばちょっと疲れたので温泉に行きたいというものでも使えることになるのでしょうか。そう思うのですが、思いませんか。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） こういうことなんですよ。これだって運転資金設備資金というのは運転

資金に旅行に行ったのを運転資金になるかもしれないんです。実際は。だから、こんなものというのは大変失礼なんです、この条文は意味ないんですよ。借金したの払っても運転資金の支払いになるんですよ。利用になるんですよ。そうすると、設備資金でなくてわかんね、運転資金で厳格にしたら運転資金どこさ金出すんだと、この運転資金ね。商品仕入れするのか何するのかで金さ色ついてねんですよ。そうしてくっと運転資金に使うということになれば旅行したのも運転資金になるかもしれないんですよ。だから、そんなものであれば格好いくしてつけるよりもその借りる人に負担をかけないでどんどん使ってくださいと、100万円使ってくださいとして儲けてくださいとこういうようにすべきなのではないかと。だから一番最初に急いだと条例出すときに急いだから間違っただ、ゆっくりしたからほんとのことすんだというのはこんなものなりませんよ。毎日やってる職員ですよ。町長初め。それが出した書類ですからほんで一番目のときはこんでよんがすとういって法制執務担当に見てもらったわけですよ。金出してるところに。いいっていわったんだしょ。これたしか。でなければ法制執務の費用いらないわけですから。そこに見てもらっていいといわれたやつを今度直したわけですよ。そういうふうなことだからこれは削除してもいいのではないですかと。そして使いやすくしてどうぞお使いくださいと。商工業者一生懸命になって金もうけしてくださいと。そして税金納めてくださいとこうなればいいんだと思うんですよ。

○議長（櫻井公一君）　　ということですが、15番菅野良雄議員、よろしいですか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　　一部発言中に不適切な言葉を使ったことはおわびしますけれども、使途制限というものは定めた方がいいと思うんです。ある程度きちとした形で条例をつくる、それにならって貸し付けするということは大事なことでありまして、普段から条例規則をきちっと守ってやっているのかということでやっておりますので、つくるときもしっかりとしたものをつくって、なおかつ施行した場合には本当に不備な点があれば改正するというものでいいのではないかと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君）　　議長としては、修正案に対する質疑はほぼ出尽くしたのかなというふうに判断しますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、修正案に対しての質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決に入りますが、最初に本案に対する修正案が出ておりますので、修正案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） したがって、修正案は起立少数でありましたので否決されました。

本案を原案に決することに賛成の方の起立が多数であります。よって、議案第69号松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第70号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第70号平成23年度松島町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

議案の朗読と提案理由の説明を求めます。

議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第70号

平成23年度松島町一般会計補正予算（第5号）

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億368万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,494万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は「第2表地方債補正」による。

平成23年7月15日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第70号平成23年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧

費等について補正するものであります。

歳出につきまして、5ページをお開き願います。

2款総務費1項1目税務総務費につきましては、東北地方太平洋沖地震災害に伴う罹災調査及び減免申請処理事務の増加により補正するものであります。3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、5月の臨時議会にて議決をいただきました災害見舞金について当初見込んでおりました対象者を大きく上回ることから補正するものであります。3項3目災害救助費の修繕料につきましても、4月の臨時議会にて議決をいただきました住宅応急修理事業について当初100件を見込んでおりましたが、現在の申し込み状況を踏まえ今後700件程度の申し込みが見込まれることから補正するものであり、手数料につきましては東北地方太平洋沖地震にて発生した廃棄物の処理について8月以降に発生する廃棄物処理に要する経費を補正するものであり、内訳は津波によるヘドロの処理、被災家屋の解体木材処理、家電リサイクル、コンクリート、処理困難物等の処理となっております。また、5月の臨時議会で議決をいただきました損壊家屋ほか解体事業につきましても6月末現在で390件の申し込みがあり、当初見込みの100件を上回っていることから補正するものであり、災害廃棄物仮置き場原状復旧工事につきましては災害廃棄物の緊急受け入れ場所として使用した町民グラウンドについて当初の目的を終了したことからグラウンドの機能を回復し、子供たちや一般の方々が早く利用できるよう表土の改修工事にかかる経費を補正するものであります。

6ページをお開き願います。

埋火葬費給付費につきましては、埋葬等にかかる災害救助法の取り扱いが緩和されたことに伴い震災で亡くなられた方々の埋葬及び遺体処理に関する経費について補正するものであります。6款農林水産業費1項4目農地費につきましては、ため池等の危険箇所には注意を促すため危険看板を設置することから補正するものであります。7款商工費1項2目商工業振興費につきましては、震災による商工業者の方々の事業再建、支援対策としまして商工業再開再建資金貸付金を補正するものであります。11款災害復旧費1項2目農林水産業施設災害復旧費につきましては、災害復旧事業の国庫補助率増嵩に必要な地権者確認等の資料作成費用及び排水機場、農道補修、土砂撤去等の復旧工事費ようを補正し、土地改良区等で復旧している震災による被災箇所について人件費を除いた材料費等について補助するものであります。

8ページに渡ります。2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、幡谷字中谷地地内普通河川の災害復旧測量設計業務及び町道道路災害復旧測量設計業務並びに国庫負担事業対象箇所が100件を超えていることから、災害査定設計書作成を委託する経費を補正し6月末時点

での災害査定完了箇所、道路災害13カ所の補助災害復旧工事費及び単独災害復旧工事費として幡谷字中谷地内普通河川仮埋め戻し等工事並びに道路等の復旧工事費を補正するものであります。また、職員手当、使用料及び賃貸料、負担金補助及び交付金等につきましては、東北地方太平洋沖地震災害に伴う町道災害復旧事業に対し8月1日から3月31日までの8カ月間、他県からの派遣職員2名分にかかる経費を補正するものであります。2目住宅施設災害復旧費につきましては、震災により被害を受けた町営住宅高城団地内の舗装等にかかる災害復旧工事費を補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

15款国庫支出金1項5目災害復旧費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました道路補助災害復旧事業に対するものであります。2項1目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明した災害廃棄物処理事業に対するものであります。16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました住宅応急修理事業及び埋火葬費給付事業に対するものであります。22款町債1項4目民生債及び5目災害復旧債につきましては、歳出でご説明しました災害廃棄物処理事業、公共土木施設災害復旧事業に対するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 13番です。災害見舞金について、初めにお尋ねをいたします。これはこれでこの方向性でよろしいかと思えますけれども、これに絡めてせんだっての5月、義援金の件があると思いますが、せんだっての新聞報道によりますと大分そのあとから追加で県の方にきているようです。それで、2次配分というのですか、その辺を各市町村の方に何か配分したやいなやな報道を、というか新聞報道を目にしましたけれども、その辺の情報がありましたらまず初めにお聞きをいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それでは、義援金の2次配分についてご報告させていただきます。義援金の2次配分でございますけれども、義援金の受け付け団体にかかります第2次配分金でございますけれども、人的被害、死亡者、行方不明者につきましては2次配分といたしまして50万円でございます。それから住家家屋被害につきましては全壊につきましては50万円の2次配分でございます。それから大規模半壊につきましては47万円の2次配分でございます。

半壊につきましては27万円でございます。それから宮城県の災害対策本部の2次配分でございますけれども、住家被害につきましては全壊といたしまして2次配分が5万円、それから大規模半壊が3万円、半壊につきましては3万円となっております。それから、県の同じく災害対策本部の2次配分としまして新たに母子・父子世帯に対して20万円の新たな追加の義援金の配分がございます。それからもう一つ、高齢者それから障害者の施設に置きまして大規模半壊以上の被害を受けた施設に入所していた方に対してお1人10万円の義援金の配分が予定されております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） そうしますと、もういただいている方はいただいているかと思うんですけれども、その方に今言われたような金額が追加で支給されるのか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 2次配分につきましては、これから1次配分に既に配分されている方にあわせて追加の配分になります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） それで、今回新たにふえている分があります。その方はそうするとダブルで後からという考え方になるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） そのようになります。今回これとは別に今回補正予算で町の見舞金、想定的人数が大きく余っておりますので、これらの議決後に合わせましてこのような2次配分の配分手続も同時に進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 今度は質問をかえさせていただきます。冒頭、新教育長からお話がありました、ため池の問題があります。本当に不慮の事故とはいえ大変私自身もあの孫さんとは本当にお付き合いとかすごく活発で利発で将来楽しみだなと思っていたお孫さんでした。それで、本当に悲しいやら何やらでいまだに自分自身もショックで、現場にも何回も足を運んで、きのうもこうやっていって写真を改めて撮ってみたんですけれども、今回200枚で272万円、約1万4,000円ぐらいの看板は看板でいいのでしょうか、こうやって私現場にいってみると、何か上にロープが今張ってあるのでしょうか、あの場所。ただ、これだけでは何かすごく今回の事故の場所を特定した場合、何か亡くなったそのお孫さんの気持ちを思うともう少し方法があるのかとすごく感じます。例えばよく見かけますけれども、階段に上がる手前の

入り口の段階から、例えばもう少し高いフェンスを張って有刺鉄線でもあれして、基本的には上がれないような形にするために、例えば扉をつけるとかそういう方向性、ため池の数の問題もありますけれども、そういうお孫さんの気持ちを思うとそういうところまでの考えははいかないのか。その辺をまずお聞きをいたします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ため池の事故につきましては本当に心痛むということでありまして、今現在区の方でくいを打ってロープを張っていただいているというような状態でございます。それと、看板については町の方で用意させていただきまして、それを一応設置していただくということで、区の方とも打ち合わせをして進めているところということでございます。それから、そのほかにもほかのP T Aさんからも看板が欲しいということもありまして、そういった連携をとりながらやる必要があるだろうというふうに考えております。それから、今の有刺鉄線とかそういった部分につきましては、なかなかハード的にはだれも入れないようなという部分と、ため池の使いやすさとかいろいろな部分の部分と子供たちがどんな遊び方をするかとかいろいろな問題が出てきますので、ソフト面・ハード面、そういった部分を連携をとりながらやっていかなければならないというふうな方法でいかなとなかなか事故は防げないのだろうというふうな考え方を持っておりますので、それは区ともP T Aとも話し合いしながら、ある程度民地に近い部分はこれまでもフェンスとかやったりしてそういう事故を防ごうという形ではやってきたんですけれども、たまたま遠くにあるため池だったということもありまして押さえ切れなかったといった部分がございます。そういった部分については区とかP T Aと相談しながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 足を運んでみしたら、すごく子供の目線からいくとすごく何かすばらしいといったら語弊がありますけれども、何かすごく冒険的に思うようなそういう場所だときのうも思いました。それで、検討するという言葉が今ありましたけれども、今の段階でこの状況では幾らやっても、申しわけないんだけども気休めみたいな、なかなか子供のことからどうやっても上がっていく場合は上がっていくので、その辺をもう少し、今回はこのぐらいの質疑にさせてもらいます。

ただ、ちょっと順番が逆になりましたが、町長の今回の事故に関してどのような思いをなされているか。そこだけまずお聞きをいたします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 大変悲しい事故だったというふうに思います。私も亡くなってすぐ枕元にいって拜んでまいりましたが、亡くなった子供さんの顔を見ると本当に涙が流れました。こういうことはあってはならない、できるだけ子供さんたちの活動というものもいろいろあるので難しいのしょうけれども、役所もそれから地域も学校も一緒になってこういったことが起こらないように努力していく必要があると改めて感じました。後藤議員も覚えていらっしゃるかもしれませんが、初原でも同じような事件がありましたので、またこういう事件があつて残念だという気持ちとかわいそうだという気持ち、そしてこういうものを絶対起こさせないというように我々頑張っていかなければならないというふうには思いました。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 改めてこんなに200カ所もあるのだと思いましたけれども、もしできるのであればこの200カ所の場所を特定した何か地図というか住所みたいなものがあれば資料でいただけるものであればお願いできないでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 資料提出について、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） うちの方で管理しているため池台帳というものがあるのですが、それについては102カ所ございますので、その部分につきましてはご提出できるかと思えます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 質問させていただきます。今後藤さんが災害見舞金のことについて質問なさいました。今順に受け付けをしてその見舞金、第2次のもも含めて順番に順に銀行の方に振り込みという形になっているかと思えますけれども、今現在申し込みを受けてそれで振り込みされた状況、どのぐらいの進捗率なのですか。よく聞くんです。さっぱり来ないと。皆さんも聞いているかと思うんですけれども、その辺で今の進捗はどのぐらいになりますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 取り扱いについて、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 見舞金等の支給でございますけれども、これまでにについても被災者再建、大規模半壊以上のその制度の申請をしている方は新たな手続は必要なしということで4月、5月に受け付けた方はちょっと数はわからないがすべて支給しておりまして、その後、順次6月の被災者再建、それから半壊の方は新たな手続が必要でございますけれども、その方も順次受け付けておりまして、これまでに6月10日、6月15日、6月17日、6月20日、それから6月24日、7月4日と7回ほど支給しておりまして、これまでに660人の方に支給しており

ます。ただし、何分今現在もいろいろな罹災の調査が進行中でございますので、一時支給率が50%まで上がったと思いましたら、改めていろいろな一部損壊から半壊の程度変更ということであちの方の支給率が上がったと思いましたら、またそれに見合って下がっている状態でございますけれども、これにつきましても今後順次支給をいたしまして、私どもの予定でおりますは8月中旬までは大まかの方に順次支給したいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今大体660人ぐらい支給されていると、このように随分振り込み順次やっているというようなことで、町民というのは出せばすぐにいただけるとこういうふうに思うんです。自分がいつ申請したかということももうとっくにしたと思うわけですし、その辺、なるべく早く8月中旬までということなので、中旬というのはお盆までは入れていただければと思うっております。

それから今のため池の問題なんですけれども、以前もこの問題がありまして、議会でこのように議論になったかと思っております。そのときも「ああした方がいい」「こういう対応します」というようなことで、年に1回かそのぐらいは全国のどこかでこういうため池の痛ましい事故があるわけです。そういうことで、今回松島、不幸にして亡くなったということでもありますので、これは102カ所、2枚ぐらいずつ平均に当たるようにやっているわけなのでしょうけれども、ここを見て危険だと思うような、改めてため池の調査というものが必要ではないのかと思いますので、以前に入れないように整備したところ、そういうところもしばらく行っていないようなところもあるかもしれませんので、その辺の整備状況をちゃんと確認していただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） おっしゃるとおりで、改めて確認をいたしまして安全対策についてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） その辺はよろしく願いをしたいと思います。第2、第3を出さないようによろしく願います。

それから町民グラウンドの整備でございます。あそこにうずたかくありましたがれきが撤去されまして、今度はこのように予算計上なりまして整地をする、元の状況に戻すというようなことであります。あそこはいろいろな用途、サッカー、野球、それからグラウンドゴルフ、いろいろなものに使われております。第一小学校が津波の汚泥がありまして砂を入れていただき

ました。そういうことで、使っている方たちに聞くのですけれども、課長がこうやって、新しい小池教育長もいらっしゃいますけれども、ちょっと決して評判はスポーツする方にとってはよろしくないように今聞いているんです、第一小学校の場合。運動すると、激しい運動ですから浅くて柔らか過ぎるということで、足をくじいたり何かしやすい、あのグラウンドでは。そのような意見を伺っております。ただ、これはなじまないからまだそういう状況があるのかとこう思って、いい土を入れたと課長には聞いておりますので、もう少しなじめばもう少し大丈夫かと思うんですけれども、今回あそこは中央グラウンドはすごく頻繁に使われる場所でございます。それで、サッカーとか物すごく激しい運動をするものですから、その辺の低圧の部分とかちゃんと運動者にふさわしい、それは担当する方はちゃんとその辺も含めて20センチメートル掘ったり、いろいろな低圧をかけたりいろいろなことをして原状復興をするのだと思うんですけれども、その辺、せっかくお金つけていいグラウンドを目指すのですから町長もスポーツマンでありますからその辺、スポーツをやっている人から「なんだべ、町長。あそこ使い勝手悪いよ」なんて言われるのはせっかくお金出してそういう問題出ると嫌な思い島すから、その辺ちゃんといいグラウンドを目指していつていただきたい、こう思っておりますので、町長の考え方ありますか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） そのように考えております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） さっきからため池の事故の話出たわけではありますが、前にも事故起きてさあため池だ、ため池に看板立てなければならぬということであつと看板立てて、今看板なくなっているところほとんどなんだと思うんです。だから、それそのときだけで燃えてあとは火が消えてしまう、これは学校教育も含めて子供さんと父兄の教育をしてもらいたい。そしてそのときばかりでなく毎年1年に1回ぐらいずつ見て看板なくなったりぶったおれてたりしたのを立て直しして、そして危険だよというふうなことを理解させるようにしておかないと何ぼ看板立てたってまた二、三年したら忘れて何もしないんです。そしてまた事故起きてさあ私は町長から初め教育長も同じだと思うんですが、今度なつたばかりですからですが大変貴重な将来性のある子供が亡くなって大変お悼み申し上げますだけで終わってしまうんですよ。毎たび同じことなんですよ。何回も繰り返しているわけですから。だから、災害と同じように忘れないうちにそういうふうな教育をしていくと。子供たちは冒険心があるものだからどういふようなところでも行くんですよ。けれども、そういうようなところでこういうふうな事故が

起きたんだよというふうなことは理解させていかないとこれはロープ張ってそしてお金使ってまたぶっ倒れてそのみねいとこれと同じことを繰り返していくものですよ。

それからさっきトラロープ張ってなにしていたという話出たんですが、そのトラロープはどこで張ったのか。そして町は全く負担をしないのか。この辺ちょっとお聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） それでは、トラロープ。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） トラロープとくいつきましては区の方で一応準備してやったということで聞きましたので、区長と打ち合わせをしまして町で一応基本的にはそのかかった経費については払うということで調整をしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 先ほどの子供と、それから父兄にも教育をしてほしいというご依頼がありまして、その県についてちょっとお答えさせていただきます。平成10年にも同じような痛ましい事故がありまして、その後、点検、それから街頭指導、この辺をやってきました。それで、子供たちには水の事故防止対策としてこれまで子供だけの魚釣りの禁止だとか用水路や川や沼に近づかないようにとそういうふうな抽象的な表現で指導をしてきたということがありました。今回の事故を受けまして、保護者と話し合いをしまして、一緒に巡回をし一緒に共同で危険箇所マップというものをつくり、このマップを利用して子供たちに説明をし指導をしているという状況にあります。これまでの水の事故防止という大まかに話す方法から具体的な危険箇所を指導するという方向にかえています。

さらにまた、今後の安全策、継続ということで尾口議員の今ご指摘があったわけでございますが、事故をこれは陳腐化してはだめだということで、安全対策のマニュアル化もしていきたいとこのように考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 建設課長さん、そうすると今から交渉して町で面倒見るとこういうふうなことです。区で区にお任せをするというふうなことでなしに町と協議してそして張ったトラロープ代は町で面倒見るとこうようなことになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 確認を、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 既に打ち合わせをしております、30万円4,000円ほどかかっているということで、町で支払いますということで協議をしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 17番小幡です。農業用施設災害復旧事業が計上されておるんですが、ち

よっと外れるかもしれませんが、アイランドのセッコクの施設がやられました。あれについては何か農協等からお話とか何かあるのでしょうか。セッコクが全滅したように私も視察したんですが、あれの復旧などはどういうふうになっていくか。もし知っておったら教えていただきたいのですが。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 地震発生後、何日か経過して電熱線がショートいたしまして火災発火しまして、ビニールは焼けてございます。それで、今仙台農協さんと話し合いをしましてアイランドにつきましては加工施設、あとセッコクのバイオ施設ということもありますので、町の方と今対応について仙台農協と協議しているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。今野 章議員。

○16番（今野 章君） 一つは、5ページの災害見舞金の関係がありましたけれども、1次と2次の配分表を資料でぜひいただきたいと思うんですが、議長、よろしくお取り計らいをお願いします。

それから二つ目は6ページの火埋葬費の給付費なんですが、予算を見ますと20件ということで大体亡くなった方がほぼ全員がこの対象になるのかというふうに思うんですが、そういう解釈でいいのかどうか。災害で亡くなった方は基本的にこの基準額相当額を給付されるという解釈でいいのかどうか確認をしておきたいと思います。

それから8ページ、アパートで勘違いしたのですが、アパートを借り上げているわけです。松島町といいますか被災者の仮設住宅の代用ということでやっているのですが、県の方は費用について、関係ないといえば関係ないですが、4月は5月分からという話だったと思うのですが、松島町はこの取り組みは早くて多分3月ごろからアパートにもう入っているような方もいらっしゃるのかと思うんですが、その辺、県と早く入居した人と県の施策のずれが1カ月ぐらいあるかと思うんですが、その間の費用についてはどういうふうな対応になっているのか。ちょっと外れたかとは思いますが、もしお答えいただけるのであればお願いしたい。

○議長（櫻井公一君） それでは、ここで私の方からは町長の方に資料の提出ということでありましたので、資料の提出方よろしく願いをします。

それで、今2時30分でありますので1時間半を経過していますので、ここで休憩をとりたいと思います。再開を2時40分といたします。

午後2時30分 休 憩

午後2時42分 再開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

まず、答弁に入ります前に高平総務課長の方から資料の訂正を求められておりますので、それを許します。高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 今回の一般会計補正予算の事項別明細書の5ページ、一番下の役務費1億558万円3,000円として手数料を予算計上しておりますけれども、それに伴う主要事業説明資料補正予算関係、その資料の中身が予算書と伴っていない。どこかという、今配布しました事業概要、下の表の事業概要がありますけれども、その①事業内容役務費、書いてありますけれども、事前に配布したものは1億5,000万円となっております。実際は予算書のとおり、ただいま配布しましたとおり1億558万3,000円ということで資料の訂正をさせていただきます。数字が転んでおりました。どうもすみませんでした。

○議長（櫻井公一君） それでは、議長としては資料の差しかえをお願いして議事を進めたいと思います。

答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 見舞金等の一覧表は資料にて提出させていただきますとともに、8月号の広報に町民の方にはお知らせということで考えておりますので、ご理解願います。

それから埋火葬のことにつきましてなんですけれども、これにつきまして災害救助法による埋葬については本来災害の発生後の混乱期において遺体が発見されたときに遺族などの関係者に遺体を引き渡すことが原則であります、よって、遺族などが埋葬できない場合、または遺族等に引渡しができない場合においては今まで行政によりましてお棺とか骨壺などの現物給付というのが今までのあれだったんですけれども、今回はこのような震災の状況をかんがみまして国の方でも今回は遺族が既に行った埋火葬につきましても費用の一部については災害救助法によりまして給付が可能になったということでございまして、今回の震災で亡くなった方すべてが対象となります。

それから応急仮設住宅、民間借り上げアパートで既に個人で借り上げた方で後から適用な方は何名かといいますけれども、本町におかれましては既に個人で先に借りていたのですけれども、後から災害救助法の仮設住宅関係、民間住宅に対応なった方が11名ほどおります。以上でございまして。

その11名のうち、さかのぼって費用が、契約がし直した方が1名だけでございます。それ以外の10名につきましては5月1日からは県の方で住宅の借り上げた費用を持つことになりま

した。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。災害救助法に基づく火埋葬で全員対象になるということなのでよかったかと思いますが、アパートの方です。ですから、県の方の対象が5月1日からということで、いってみれば3月の地震直後に既にアパートを借り上げて入っていると。そうしますと4月分、あるいは3月の敷金礼金含めてこの差額があるわけです。県の方との関係で、そのところはどのような措置がされているのかということなのです。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） そのことにつきましては、既に入居契約した方の負担となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 再答弁。

○町民福祉課長（安部新也君） 県の方の通知によりまして4月22日までの契約に関しては県の方で見ますということで通知が来たわけなんですけれども、その後の入居者に関しては個人での負担になりますということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ちょっと待ってください。答弁整理させます。答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） これにつきましては同じような答えになって申しわけないんですけれども、県の方では改めて県の方の契約は5月1日からなりますということでの通知でございますので、大変申しわけないんですけれども、既に契約の方は個人負担ということになっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それで、こういう補正予算の中身を見て議論する話ではないのかもしれない、実際上は。ただ、アパートという言葉があっただけで私も引っ掛けてしまったけれども、いってみれば松島町は最初から仮設、応急仮設はもう建てない、アパート対応だということでこのアパート借上げを進めてきたわけでしょう。そういう中で県の方の対応が5月1日からということで、1カ月間のこの部分というのは空白になるわけ。住民というか仮設アパート入居者は自己負担とこういう形になっているわけです。これは町として対応する必要性がないのかどうかということの問題が出てくるのではないかという気がするんです。県の方は5月1日からといっていますからこれを議るかどうかわかりません。首長さん方がみんなして集まってもっと早くしろという要求をすることは当然だとは思いますが、被災者のこの負担分についてとりあえず町として措置をしていくということが私は大事なことはないかというふう

に思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 私の答弁も大変悪かったんですけども、先ほどの11名に関してはそれまでの申請がなかった方なわけでございます。ですから、先ほど11名の中の1名については震災直後に個人でアパートを借りた方なんですけれども、その方についてはさかのぼって見ますということで、先ほど11名の方については5月1日以降の申込者の方だけでありまして、それ以前の4月中とかの申し込みの方についてはさかのぼりではなく通常の民間の借り上げのシステムの中で動いておりますので、さかのぼりというような感じではないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 町民課長、問題を整理してちゃんと答弁して。いいですか。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 震災後につきましてはさかのぼって契約し直した方は、先ほど言ったように1名だけは既に県の契約の中で対応していますけれども、先ほど私が言った10名につきましてはただ単にこれは5月1日以降の申し込みがあった方というだけでありまして、別にこの方は震災の直後にアパートの申し込みをされた方ではないということでございまして、既に3月、4月にアパートの申し込みがあった方については順次民間アパートの制度で対応していますので、さかのぼりではなくその時点で契約してそこからスタートということでございますので、実際のところは5月1日からというものはさかのぼりではなくそこから初めてなったという方。

○議長（櫻井公一君） ちょっとだけ待ってください。ここまでいったのだから、再度答弁を整理させます。答弁。

○町民福祉課長（安部新也君） さかのぼった方は自己負担をしておりません。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今回の補正予算について質疑を受けます。今野 章議員。

○16番（今野 章君） 災害関連の補正予算なのでそういう広義の意味で言えば関連もするのかなと思います。アパート、町長が言っているように要するに被災者であって直後にアパートを借りて入ったとそういう方々の負担はなしにすべきだという立場で聞いているのです。だから、宮城県がその費用を負担するのは5月1日からだとかいうふうにしているわけです。ですから、町としては宮城県に対してはこれは5月1日ではなく少なくとも4月1日から適用しなさいとか要望することが大事だと思いますというのが一つです。それからその上に立って被災

者の負担をなくすために3月なり4月から入居なされている、4月30日までの費用については当然町として面倒を見るべきなのではないかとそういうことなんです。ですから、そういう人がいるのかいないのか。いるとすれば何人いるのか。そこのところを教えてください。

○議長（櫻井公一君） 今数字を確認するそうでございますので、暫時このままお待ちください。

答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 大変答弁混乱させてすみませんでございます。先ほどさかのぼっての契約なんですけれども、すべて県の方で負担しておりますので個人負担はございません。以上でございます。松島町としてはございません。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、宮城県の方の方針がかわったというふうに理解していいのですか。5月1日以降という確か前は話があったんだけど、それは方針はかわって被災者が入居した時点から県の方が負担をするというふうにかわったのだという理解でいいのですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 県の方の考え方というより松島町におきましてはそのようなさかのぼって負担されるようなケースはなかったということで、まず一つでございますけれども、こちら方ではご存知のとおり民間の借り上げのアパート、仮設住宅でこれを進めてきたものでもございますので、すべて相談を受けて対応があった方はすべて民間の借り上げアパートで対応しておりますので、先ほど私が言った1名の方は震災直後にこの制度が知らなかったと思うんですけども、既にある大家さんとお話ししまして借りたのだということで、それもさかのぼって民間の借り上げで対応したという方が1名でございます。そのあとは順次民間の借り上げアパート制度で対応しておりますので、県の方の対応とかほかの自治体はわからないんですけども、私どもにおいては順次その都度相談あったたびに契約をしまして本人の負担はないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 要するに、わかりました。今の話、わかったといればわかったような話なんですけれども、5月1日まで避難所にいてアパートには入らなかったということなんです。松島は3月、4月の早い時点からアパートを借りて避難者はアパートに入れるんだということふうにしていたと思うんです。ですから、私は早い時点で4月中からアパートに避難をされた方がたくさんいるのだろうとこういう認識でいたんですが、松島町においては5月1日

以降にしかアパートの入居者はいなかったとこういうことになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 5月1日というと大変ちょっと言葉だけ走って申しわけないんですけども、私どもで一番早いスタートで契約した方は4月20日の方がおられます。そこから私の方で一番早いスタートかなと思います。それから4月21日、22日と順次契約して、4月末までは何名かの方おられます。ですから、私どものスタートは4月20日から契約は開始しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 今回のアパート借り上げ制度で避難なさっていた皆様方に説明をした私の方からちょっと説明をさせていただきます。今回入居の申し込み、今福祉の安部課長が言いました4月20日ということがありましたけれども、その日数も含めて宮城県で5月1日の基準日で契約書を作成したということなのです。ですから、その契約の内容が入居の日割り計算で4月分からとかいろいろあるかと思います。それらの金額も含めて宮城県で対応しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。あと、きょうのこの被害状況等の説明、この資料の7番に仮設住宅建設書いてありますから参考にしてください。

その他、ございますか。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 先ほどのため池の関係なんですが、先ほど30数万円負担したのはどの地区なのか。全町でそういう負担になっていたのか。幡谷区がいち早くロープとかくいを打ってため池町内のというか幡谷区内のため池全部調査してそういう行動をとったはずなんですが、よその地域はどのようになっているのか。それからその辺よその地域もみなトラロープ、くい等々で対応されているのか。それから特に二小学区、幡谷区内の二小学区内、上幡谷初め北小泉、下竹谷、手樽、二小学区はかなり広範囲な地域に広がっています。子供もかなり点在しているような状態で、学校とかPTAだけの対応ではあの範囲の広い二小学区の対応はかなり厳しいと思います。町も含めて地域の各区の区長さん初め行政委員の方々と連携をとってきちっとしないと意思疎通がとれないのではないかなと思うんですが、その辺の対応をされているのかどうか。どこまで徹底されているのか。その辺の確認であります。

○議長（櫻井公一君） それでは、まずロープの方から。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 先ほどのロープとくいにつきましては、幡谷区の方、その部分だけでございます。自主的にロープ、くいを買って地元の人たちでやっていただいたということ

でございます。それに対して町の方に看板を一つ応援してほしいという部分が具体的にありましたので、看板の部分は20枚を一応作成していただいて設置してもらっているという状況でございます。

それから二小学区の方につきましてはP T Aの方から100枚ほど看板が欲しいという要請がございます。それについては今度の予算で対応していきたいというふうに考えております。

それと、先ほど言われたように二小部、大変ひどいということもありまして連携をとということになりますけれども、今P T Aと区と連携をとりながら今後進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 結局幡谷区内だけがロープ、くいが打たれて、同じP T A管内でその差が歴然としてきているわけです。その辺の対応を町がきちっと入って同じような方策で安全をきちっとしていかないとそれこそまた教育委員会初めP T A、親たちが騒いでいろいろな問題になりかねないと思いますので、平等性を持った安全を高める努力をしてほしいと思うんですが、その辺は早急にぜひやっていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃるとおりでございますので、早急に各区長、またP T Aの方と相談しながらお互いの格差が出ないような方向でやっていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 歳入の件で公共土木施設災害復旧事業費負担金というものがありますけれども、今回町内各所で大分道路等も含めて損害がありました。この災害救助法、前にももらった資料に見ますと標準税収入に対する事業費の割合でこの補助金がかかるんだということなんです。そうなんですが、かさ上げして計算していった積み上げていった事業費が幾らで、何%ぐらいの負担率なのかということが知りたいのです。これは下の災害廃棄物もそうなんです、で着ましたらお答え願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 菅野議員が今申し上げた基準財政収入枠に対して幾らとかというのは公共土木債とか農地債とかかさ上げの分はそれは別枠で補助率とか入ります。今言われた事業に対して幾らかというのは4ページの民生債の災害廃棄物処理事業債と3ページの国庫負担金、負担金の方の公共土木はあとで財務課長の方から説明しますけれども、2項の補助金とか県負担金の方が基準財政収入額に対して幾らです。ですから、負担金の方は国經由県というこ

とで、災害救助法に伴うものでありますから先ほど菅野議員が言われた町のボリュームで基準財政収入額が幾らに対して幾らということです。

あと、2項の国庫補助金、これは災害廃棄物関係の補助金ということで、これは若干似ていますがけれども、これは基準財政収入額に対してその事業費、廃棄物関係の事業費が幾らでという補助金の割合が段々上がっていくということです。公共土木と農地債は財務課長の方から。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） それでは、15の国庫支出金の国庫、災害復旧費国庫負担金、負担金です。今回の災害復旧公共土木債については今の段階で3分の2、0.667を掛けます。そういう計算で、この公共土木災害復旧費負担金については事業費が今回の補正では7,450万円掛ける0.667、3分の2になりますけれども、これで計算した数字が4,900何がしという計算で、先ほど総務課長が言った方の収入額の方とこの補助事業に絡む補助金の考え方というのはまた別になっております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 一般廃棄物はどうですか。高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 一般廃棄物、今回の災害廃棄物という考えで産廃ではなく一般廃棄物の中の産業廃棄物ですけれども、これは今回は東日本大震災に関する特別の財政援助という助成に関する法律で補助がかさ上げになっています。ですから、標準税収入額、交付税に基づくもので確定は8月下旬ということになっていますけれども、大体7月中旬以降にはなると思っています。その収入割合が事業費に対して幾らかということになります。ですから、事業費がうちの方は収入が100であって廃棄物が幾らとかあれば基本は50です、2分の1。それを超えた場合、段階的に超えた場合その10から20が80、あとは90。全部が90%に補助が上がるわけではなく、まず50、そこから上の分が80、そこから上の分が90。一律に0.9を掛けると0.5を掛けるという最終の補助にはなっていません。ただ、今現在は基準財政収入額がわからない。ただ、法律では去年の分を暫定的に使ってもいいということはこの間改正がありましたけれども、実際それはなっているとも国との、県とのやりとりでは今のところは2分の1でやりとりしていますからとりあえず50%、総枠が決まったらその段階的で50、あと80、90と段階的に上がっていったら起債の方が減額になるという予定です。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 今のところはしっかりと確定していないということで、確定した後に交付税として100%戻るというふうに解釈してよろしいのですか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 基本的にはことしの事業であれば補助金で今のところ最低限補助は必ず来ますから、先ほど申し上げた加算額が上がっていけば起債が減っていく。要するに100のものが今50で国費になって、起債はこうなってきます。段々こうなっていくますから、起債が今交付税でというのは起債を借りて来年以降に据え置きもありますけれども、その元利償還に対して交付税が幾ら来るということです。交付税が幾らくるかということ、元利償還に対して交付税が95%、廃棄物関係は。あと残の5%が特別交付税で将来みますということです。ここで問題になるのが本当に来るのかということなんですけれども、国ではそれで対応するということしか国は言っているのは廃棄物は全部国で100%見るというのはそういうことなんです。実際は町で一部借金しなければならないということです。将来返すそれに保証してみますから理論的に国では100見るという表上の話になっているということです。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 補足して説明させていただきます。廃棄物処理費用については今県内のすべての市町村で国で全額見ろというふうなことで要望を出したり要望行動をしたりしています。今高平課長が言ったものが最低ラインで、これから自民党でもまた別な提案がされて、自民・民主の間でその間をとった案が出る可能性もありますし、ちょっと流動的なところもありますので、その辺はお含みおきいただければというふうに思っております。つまり、町の負担は今高平課長が言ったものがベースで、今後国の対応、民主党の対応、自民党の対応の仕方によってはかわって行って、国の出し分が多くなる可能性があるということでご理解いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 廃棄物にしても工事にしても、収入額に応じて幾らぐらいにしかならないということになるとそれだけの補助しか来ないのかという思いでした。ですから、町長が言うように全部見ろということで要望しているのであれば心配ないんですけれども、松島町はごみこの程度でしょう、見習い。収入に対してこの程度です。そうしたときに負担率はこれだけですという形になるとちょっと心配だと思いましたので質問させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 要望はしているのですが、ただ、今のところの国の状況はわからないので、少なくとも今言ったことでご理解いただければというふうに思います。場合によってはそれでも負担しなければならない状況も発生します。ただ、松島はこれでもできるんですけれども、南三陸町とか東松島とかでは全然できない話になっていますので、今の枠組みではどうな

のかというところがあるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。住宅応急修理事業について1点お伺いします。

今回補正で全部で700件の対象になるわけですがけれども、きょう現在で修理を実施済みまたは実施中のものは何件あるかわかりでしたらお願いします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 応急修理制度は52万円の件になりますけれども、きのう現在で受け付け件数が568件でございます。それで、一応金額と申しますか支払った件数、既に金額として支払っている件数は25件分ということでございます。今着手中ということがほとんどそういう状況であります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 700件という膨大な数字対象になっているわけですがけれども、このペースからいきますとすべて終わるのはいつごろと見通しが立っているのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） できるだけ早急にというふうに考えておりまして、大工さん、それぞれ皆さんが抱えている大工さんとかそういった方々を探してきていますので、それらの人たちに入っていただいて早急にというふうに考えております。なかなか難しい部分もございましてけれども、努力したいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 実は町民の方から自分も申し込みたいのだが何か聞くとところによると1カ月も2ヶ月も待たなければならないというような返事があります。町外に頼む場合は一切これは面倒は見られないということで説明してよろしいのでしょうか。もし町外、自分のおうちを建てた人が町外の方でその方に頼んだ場合は一切この52万円のあれは該当しないということではよろしいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 町外の方も今現在入っていただいて対応しないと間に合わないという状況になっていきますので、そういった方についてはご相談しながらやっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第70号平成23年度松島町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

これで本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成23年第6回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時15分 閉 会